

つなぐ・つながる・ひろめる
千葉市社協行動プラン

第7次地域福祉活動計画

令和4年度
(2022年)

令和8年度
(2026年)



はじめに

近年、少子超高齢化や核家族化の進行に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、地域における住民同士のつながりの希薄化や地域課題の複雑・多様化が懸念されています。

また、大規模災害も多発しており、本市においても令和元年には台風15号、台風19号、10月25日の大雨による三度の被害に見舞われました。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、複雑化・複合化している地域生活課題は深刻化しております。

こうした中、令和2年4月1日には、専門職を多く抱え、高齢・障害福祉の施設サービスに強みを持つ千葉市社会福祉事業団と合併し、新法人としてコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図り、徹底したアウトリーチにより、複雑化・複合化した地域の支援ニーズの早期発見に努めるとともに包括的な支援体制の一翼を担うことにより、地域のみなさまから信頼される社会福祉協議会を目指してまいり所存です。

このたび策定した計画においては地域福祉部門と施設福祉部門が互いに連携し、本計画の基本理念である「共に手を携える地域社会の実現に向けて」地域福祉を推進していくとともに、合併効果の見える化を図ってまいります。

本計画の実現は、国全体で進めている「地域共生社会」の実現や「SDGs」の達成にもつながるものと考えています。さらには、行政計画である「支え合いのまち千葉推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)」ともお互いに連携・補完しあいながら、住民のみなさまや各関係機関・団体との連携・協働により、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支えあいながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進してまいります。

結びに、計画策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉活動計画推進委員会のみなさまをはじめ、パブリックコメント等にご協力いただきました市民、本会会員のみなさまには心から感謝申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
会 長 竹 川 幸 夫

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	地域(圏域)の考え方	2
4	計画期間	5
5	計画の位置づけ	6
6	千葉市地域福祉計画との連携	7
7	計画の推進にあたって踏まえる視点	8
第2章	計画策定の前提	10
1	千葉市を取り巻く状況	10
2	法制度等の動向	11
3	現状を踏まえた今後の問題点	12
4	財源の見通し	13
第3章	基本理念と基本目標	14
1	基本理念	14
2	基本目標	14
3	施策の方向性	14
4	計画の体系図	15
第4章	取組項目	17
1	重点取組項目	17
2	具体的な取組み	18
第5章	計画の推進と評価	33
1	計画の推進主体	33
2	進行管理と評価	33
	参考資料	34

第1章 計画の策定にあたって



1 策定の趣旨

少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。これらの変化を受けて地域では、孤独死、社会的孤立、ひきこもり、児童虐待、DVなどの問題に加え、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど個人や世帯が抱える問題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。

また、少子高齢化により、多くの地域では担い手の減少を招き地域の活力や存続までも脅かす問題となっています。このようなことから、地域や世帯などの生活の様々な場において、支えあいの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、問題が深刻化しているケースが増えています。

千葉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、コミュニティソーシャルワーク機能の確立を志し、地域に暮らすすべての人々が、性別や年齢、障害の有無、ライフスタイルの違いなどを超えて、理解しあい、共に支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指すこととしています。

本会では、社会情勢の変化や合併による新法人としての役割を果たすとともに地域福祉活動をさらに発展、推進するため、重点的、優先的に取り組む項目を具体的に示す「第7次地域福祉活動計画(令和4～8年度)」(以下「本計画」という。)を策定しました。

● 地域福祉活動計画の推移

策定回数	計画の名称	当初の計画期間(実際の計画期間)
	第1期地域福祉活動基本計画	平成10年度～22年度
1	第1次地域福祉活動実施計画	平成10年度～12年度
2	第2次地域福祉活動実施計画	平成13年度～17年度
3	第3次地域福祉活動実施計画	平成18年度～22年度
	第2期地域福祉活動基本計画	平成23年度～32年度
4	第1次地域福祉活動実施計画	平成23年度～27年度(26年度)
5	第2次地域福祉活動実施計画	平成27年度～29年度 ^{※1}
6	第3次地域福祉活動実施計画	平成30年度～32年度(令和3年度) ^{※2}

※1 千葉市の計画に合わせるため1年前倒しで策定しました。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、千葉市の次期計画の策定が1年延期となったことから、本会の計画を1年延伸しました。

2

地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支えあいながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組みのことをいいます。

社会福祉法第4条では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならないと定めています。支援を必要としている人たちが地域社会の一員として日常生活を営み、さまざまな活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性を改めて示したと言えます。

「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を連想しがちです。

地域で安心して生活していくためには、地域で暮らすすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支えあうことが大切です。

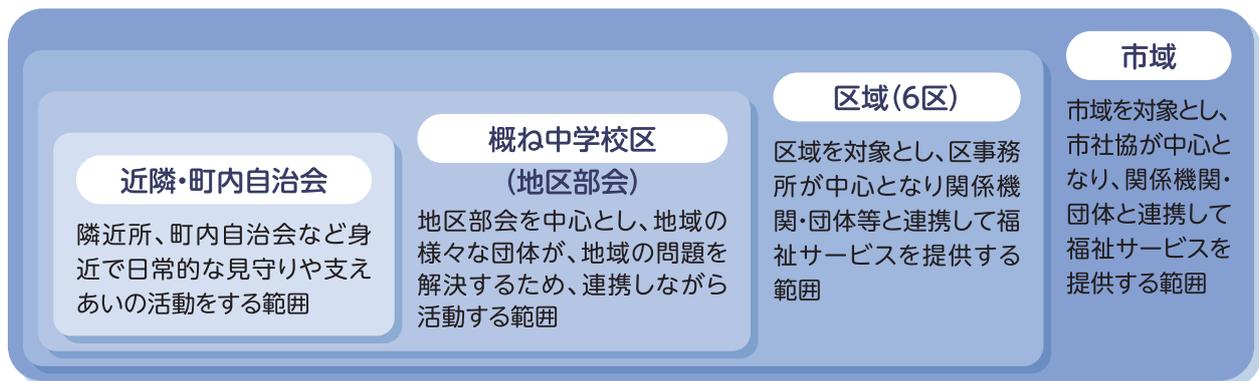
そのため、本会では包括的な支援体制の構築や社会福祉法人の地域における公益的な取組み、企業のCSR^{*}の取組みなど住民や地域の各団体、社会福祉施設、行政などの関係機関との連携・協働により、地域福祉を推進してまいります。

3

地域(圏域)の考え方

① 圏域の範囲と役割

「地域(圏域)」とは、活動の主体や内容などによって、それぞれ捉え方や範囲が異なります。本計画では、「地域(圏域)」を次のイメージ図のように整理し、地域の福祉課題解決に向けた活動を推進します。



② 地区部会とは

地区部会とは、その地域に暮らす住民が話し合い、その福祉課題の解決に向けて自分たちでできることを考え、具体的に活動していく、住民の主体的な地域福祉活動を推進する任意団体です。おおむね中学校区を単位として組織され、千葉市には67(令和4年3月現在)の地区部会があります。

^{*}CSR (Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任) …人権の尊重や環境の保全、福祉の実現、教育や文化の発展など、社会が目指していく公共的な目的に対して企業が持つ責任のこと。

地区ごとにメンバーは異なりますが、町内自治会や民生委員・児童委員など、本会の趣旨に賛同して入会した各種団体の参画のもと、住民が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう様々な福祉活動に取り組んでいます。

● 主な地区部会の活動

下記の活動は、地区部会ごとに異なりますが、地区部会は、地域の実情に応じてさまざまな活動を展開しています。

ふれあい・いきいきサロン

地域で暮らす高齢者に対し、語らいの場やレクリエーションの機会を提供し、介護予防、閉じこもりの防止や地域交流・仲間づくりを進める活動です。

ふれあい・子育てサロン

子育て中の親子が気軽に参加し、自由に遊んだり、おしゃべりや、情報交換をして、子育てを楽しみながら仲間づくりを進める活動です。

ふれあい・散歩クラブ

地域の高齢者と住民が散歩を中心としてふれあうことで自宅に閉じこもりの状況を防ぎ、心身の健康保持や介護予防・高齢者の仲間づくりを進める活動です。

ふれあい食事サービス

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に会食会や食事の配達を通じて、温かな食事と心のふれあいを進める活動です。

見守り活動

ひとり暮らし高齢者等が、安心して地域で暮らせるように、日常的な見守りや声かけによる安否確認等を行う活動です。

支えあい活動

掃除や買い物などの生活行為の一部が困難な方等に対して、日常的な生活支援等、ちょっとした困りごとや困っている人の生活を支援するための住民同士で行う活動です。

ミニコラム コミュニティソーシャルワークとは

支援を必要とする方を適切な公的・民間サービスに結び付ける個別支援とともに、地域でその方を支えていくための新たな仕組み開発を調整する地域支援を行うことをコミュニティソーシャルワークと言います。本会ではコミュニティソーシャルワークを実践する職員(コミュニティソーシャルワーカー:CSW)を各区事務所に配置しています。



● 各区地区部会一覧(令和4年3月現在)

中央区:17地区部会

都地区部会	白旗台地区部会	生浜地区部会
末広地区部会	松波地区部会	東千葉地区部会
ちば中央地区部会	松ヶ丘地区部会	新宿地区部会
西千葉地区部会	川戸地区部会	中央東地区部会
中央地区部会	寒川地区部会	千葉みなと地区部会
蘇我地区部会	星久喜地区部会	

花見川区:13地区部会

検見川地区部会	花見川地区部会	さつきが丘・宮野木台地区部会
花園地区部会	花見川第二地区部会	幕張本郷中学校区地区部会
犢橋地区部会	朝日ヶ丘地区部会	畑地区部会
こてはし台中学校区地区部会	こてはし台地区部会	
幕張・武石地区部会	天戸中学校区地区部会	

稲毛区:11地区部会

小中台東地区部会	稲丘地区部会	301(作草部・天台)地区部会
山王地区部会	千草台中学校区地区部会	緑・黒砂地区部会
轟・穴川地区部会	草野地区部会	小中台西地区部会
稲毛地区部会	緑が丘地区部会	

若葉区:14地区部会

坂月地区部会	更科地区部会	加曾利地区部会
貝塚地区部会	御成台、千城台西・北地区部会	都賀地区部会
桜木地区部会	千城台東南・金親地区部会	結・みつわ台地区部会
小倉地区部会	26地区部会	千城小地区部会
白井地区部会	若松地区部会	

緑区:4地区部会

誉田地区部会	土気地区部会
椎名地区部会	おゆみ野地区部会

美浜区:8地区部会

稲毛海岸地区部会	高洲・高浜地区部会	幕張西地区部会
幸町2丁目地区部会	真砂地区部会	打瀬地区部会
幸町一丁目地区部会	磯辺地区部会	

3 想定される活動

範囲	圏域	主な活動
	近隣・町内自治会	いきいきサロン、見守り活動、支えあい活動、散歩クラブ 等
	概ね中学校区 (地区部会)	子育てサロン、ボランティア講座、ふれあい食事サービス、支えあい活動 等
	区域(6区)	福祉教育の推進、社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進 等
	市域	企業、社会福祉法人、関係機関・団体等と地域の連携の促進

4 計画期間

本計画の計画期間は、千葉市が策定する「支え合いのまち千葉推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)」の期間に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

平成・令和(年度)	30	31	2	3	4	5	6	7	8
本会 地域福祉活動計画	前計画				本計画				
千葉市 地域福祉計画	第4期				第5期				
	連補携完				連補携完				

本計画は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定を受けて策定する、地域住民や社会福祉関係団体等が主体的に地域で進めていく取組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

抜粋 社会福祉法 第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉協議会は、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織です。

本会は、この特性や協議体としての機能を十分に発揮し、多様化する福祉サービス・活動の担い手をつなぎ、課題解決に向けた連携・協働ができるよう、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図り、計画を推進していきます。

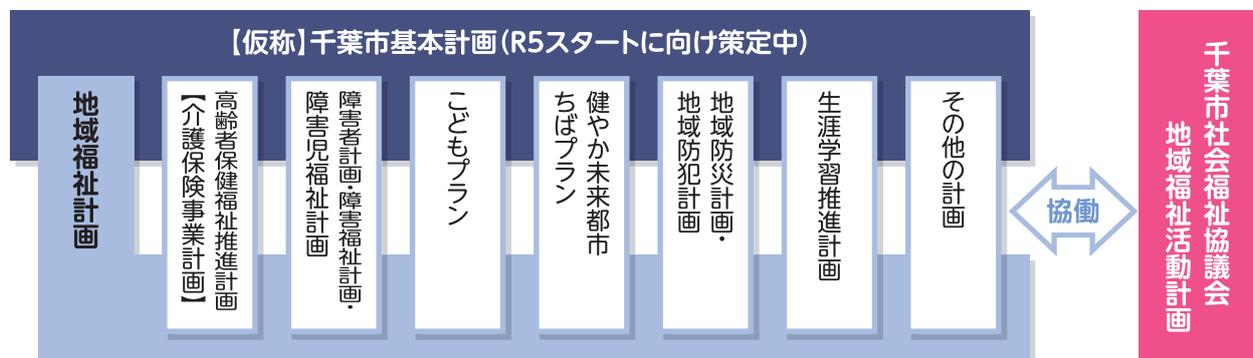
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

抜粋 社会福祉法 第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項(包括的な支援体制の整備に関する事業)
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする

千葉市が策定している「地域福祉計画」とは、「千葉市と本会の協議の場」を活用し、協働を深めることにより、互いに補完・連携し、一体的な推進を図っています。



① 地域共生社会の実現に向けて

これまでの公的な福祉サービスは、高齢者・障害者・児童といった対象者ごとに、ニーズに対して専門的なサービスを提供することで対応してきました。しかし、少子高齢化の進行等による家族・地域社会の変容に伴い、地域の生活課題は複雑化・深刻化しています。それにより、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じることが難しい課題や、既存の制度の狭間にあつて制度による解決が困難な課題などが生じています。

このような中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らし・生きがい・地域をとともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

地域福祉を推進する中核的な役割を担う社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、「地域共生社会」を実現するための「つながりの機会を増やす、孤立をつくらぬ取り組み」に対する継続的な支援や、「多機関協働やネットワークづくりの推進」への中核的役割、これまでの相談支援の蓄積をいかした「あらゆる相談を受け止める」ことなどを重層的に推進していくことが求められています。

本計画を遂行するにあたっては、地域福祉を推進する中核的な組織としての役割や機能を発揮するべく、本会の各事業と的確に関連づけ、積極的かつ効果的に実践していきます。

② SDGsの理念や目標を踏まえて

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を理念の下、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題解決に取り組むものです。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支えあい、つながりを保つ「地域共生社会」の実現につながります。

本計画に掲げる取り組みや事業を推進するにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

● SDGsの17の目標とロゴ



出典：国際連合広報センター (https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

● 本計画に関連する目標



目標1 貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標10 人や国の不平等をなくそう
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



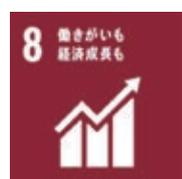
目標16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標17 パートナシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

③ 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)は、政府により緊急事態宣言が発出され、日常生活に大きな影響を与えました。

地域福祉は、住民同士のつながりや、見守り、支えあいなど、対面での活動が中心であり、感染症の流行下では、「密閉・密集・密接」の回避や「人と人との距離の確保」などが求められ、さまざまな活動が大きく制限される状況となりました。

今後、感染拡大が終息した後の社会においても「新しい生活様式」等を踏まえ、感染リスクの低減を図りながら、地域活動の活性化の方策等を検討するなど、創意工夫した活動の展開が求められます。

本計画の推進においても、国の動向や最新の知見に基づき、感染症への対応を図ってまいります。

第2章 計画策定の前提



1 千葉市を取り巻く状況[※]

① 住民同士による支えあいの必要性が高まっている

本市では高齢化が進行し、65歳以上の人口に占めるひとり暮らし高齢者の割合が増加しているため、地域における支えあい活動の必要性が更に高まっています。また日常生活や意思疎通に多少困難さは見られるものの、誰かが注意してくれれば自立できる状態の認知症高齢者数も増加傾向にあり、在宅生活を継続するためには身近な地域での見守り支援が必要となります。

しかし、千葉市が実施したWEBアンケートによると、地域福祉活動の中で見守りや安否確認、急病や災害時の手助けに住民の関心が集まっているものの、実際に活動に参加したと回答した住民は3割にとどまっています。

この現状を踏まえ、住民が福祉について学ぶ場の整備や地域活動への参加の促進により、地域全体で支えあう社会を目指していくことが求められています。

② 地域のつながりの再活性化が重要となっている

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、要介護1に要支援1・2を併せた軽度者が約半数を占めています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数も年々増加しています。

障害者数も増加傾向にあり、なかでも精神障害者が増えています。在宅障害者が地域で生活するためには、住民の障害に対する理解が必要不可欠です。

高齢者のフレイル予防や子育て世帯の悩み相談、障害者を含む様々な住民の交流などのため、多様な通いの場を充実させ、希薄化した地域のつながりの再活性化を図り、誰もがいきいきと暮らせる地域をつくっていく必要があります。

③ 多様な悩みを受け止める仕組みが求められている

千葉市生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は毎年大幅に増加しており、生活困窮をはじめとした多岐にわたる相談が寄せられています。また本会における貸付事業や権利擁護事業においても、相談をきっかけとして引きこもりや虐待などの問題が顕在化し、支援につなぐケースが見られます。

従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない制度の狭間にある問題や、複数の分野にまたがる複合化・複雑化した問題に対応するため、地域の多様な団体と連携・協働して、どんな相談にも寄り添い、解決に向けて支援する体制の構築が必要となっています。

[※]参考にした統計データは巻末に収録しています。

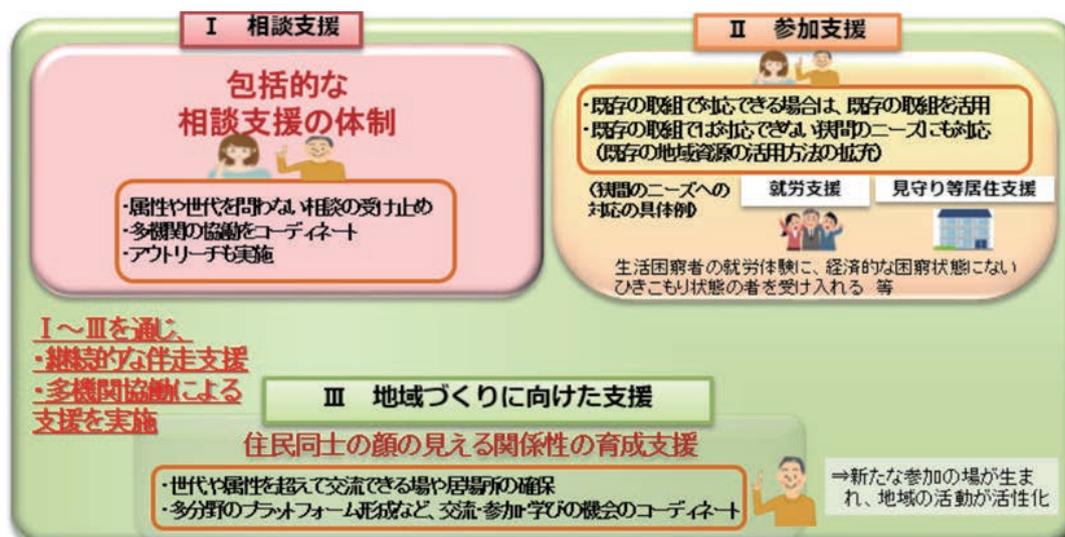
国は、福祉施策改革の基本コンセプトとして地域共生社会の実現を掲げており、その具体化に向けた取り組みを進めています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や受け手・支え手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

昨今、様々な分野の問題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の問題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られ、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度の下で、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。また、様々な問題を抱えていますが公的支援制度の受給要件を満たさない制度の狭間に陥るケースや、高齢化や急速な人口減少による地域のつながりの弱まりを背景にした社会的孤立の問題も表面化しています。

そのような中で、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である地域を基盤として、人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され受け入れられながら、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことの重要性が高まっています。自分の暮らす地域をよりよくなりたいという地域住民の主体性に基づいて、「他人事」ではなく「我が事」としてつながりのある地域づくりを育むために改革が進められています。

令和3年4月には、地域共生社会の実現を図るため、国は社会福祉法を改正し、社会福祉連携推進法人制度の創設の他、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に努めることを規定しました。具体化に向けて全国で展開されたモデル事業を踏まえ、令和3年度からは重層的支援体制整備事業として法制化されました。

重層的支援体制整備事業は、子ども・障害・高齢・生活困窮といった異なる分野にわたる複雑・複合的な問題や狭間のニーズを、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省ウェブサイト [https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/]

3

現状を踏まえた今後の問題点

1 高齢者



- 掃除や調理などの日常生活に困難を抱える介護保険サービス対象外の高齢者の増加
- 誰にも看取られることなく亡くなるひとり暮らし高齢者の増加
- 認知症高齢者の増加に伴い、消費者詐欺等の被害の拡大のおそれ

2 障害者



- 困ったときの相談相手として家族を選ぶ方が大多数であり、地域や専門機関とのつながりが薄い傾向にある
- 地域移行により地域で暮らす障害者が増加しているのに対し、住民が障害のある人に対する知識や理解を深める機会が少ない

3 子ども



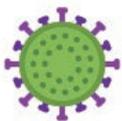
- 児童虐待相談受付件数が増加している中で、子育てにストレスを抱えていても頼れる相談先がない
- 子育て世帯にとって地域で子育てを支える仕組みが整ってない
- 家以外で子どもの居場所となる場やなんでも相談できる相手とのつながりが薄い

4 困窮



- 生活に困窮を抱えながらも偏見を恐れて誰にも相談できず、適切な支援につながるできないことで問題が深刻化している
- 普段の生活に問題を抱えているため就労することが難しく、困窮状態に陥っている

5 コロナ



- 対面で集い、ふれあう活動が難しく、これまで通りの活動を行うことができない
- 身体を動かす機会やコミュニケーションをとる機会の減少により、高齢者がフレイル(虚弱)状態に陥る危険性が高まっている

6 その他



- 地震や豪雨などの大規模災害に見舞われた際の対応
- 性的少数者(LGBT)に対する人権侵害や差別
- 外国人人口の増加に伴う文化的摩擦の発生
- 介護や育児、困窮など複合的な問題を抱える家族の増加(8050問題など)

本計画は、本会が実施する事業のうち、「重点的、優先的に取り組む項目」を示すものです。よって、計画期間中においては、本計画に基づく取組み(計画事業)とそれ以外の取組み(計画外事業)を同時に進めていくことになります。

これらを賄う財源には、①使途が制約されており、特定の事業のみに充当可能な財源(補助金収入、受託金収入など)と、②広く地域福祉の向上に資する事業に充当可能な財源(会費収入、共同募金配分金収入など)があります。

本計画の財源見通しを検証する上では、計画事業に対して交付される①の収入を適切に見積もるとともに、②の収入を計画事業にどれくらい配分することができるかを見極める必要があります。

このような前提のもと、計画期間中の各収入予定額、計画事業の規模及び執行方法を精査した結果、期間中の収入で計画事業費を賄うことができるものとして、事業費総額870,141千円を見込んでいます。

本会としましては、事業費の適切な支出に努めるとともに、会費・共同募金等の増収に向けた取組みをより一層推進してまいります。

● 計画事業に係る事業費総額と財源の見通し(令和4～8年度累計)

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
収入	補助金収入	69,904	69,904	69,904	69,904	69,904	349,520
	受託金収入	80,010	79,996	79,996	80,010	79,996	400,008
	会費収入	4,296	5,097	5,935	5,998	6,126	27,452
	共同募金配分金収入	7,312	8,306	9,090	9,259	9,614	43,581
	ボランティア基金	426	426	426	426	426	2,130
	事業収入	9,490	9,490	9,490	9,490	9,490	47,450
	合計	171,438	173,219	174,841	175,087	175,556	870,141
支出	計画事業費総額	171,438	173,219	174,841	175,087	175,556	870,141

第3章 基本理念と基本目標



1 基本理念

『共に手を携える地域社会の実現に向けて』

地域に暮らすすべての人々が、性別や年齢、障害の有無、ライフスタイルの違いなどを超えて、理解しあい、共に支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めます。



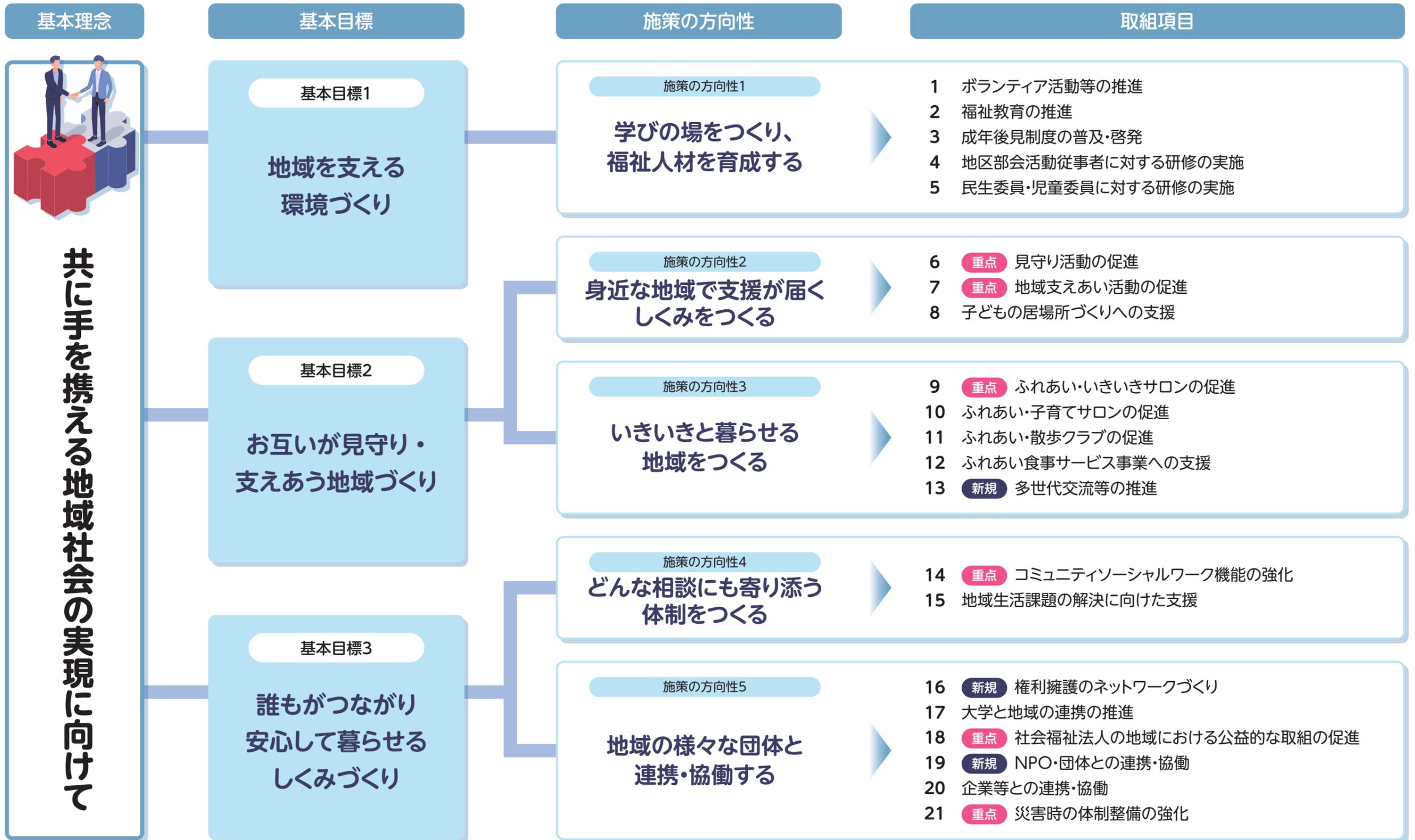
- 基本目標1 地域を支える環境づくり
- 基本目標2 お互いが見守り・支えあう地域づくり
- 基本目標3 誰もがつながり安心して暮らせるしくみづくり

これらの目標を実現するために、具体的な取組みを位置づけ、地域福祉を推進していきます。

3 施策の方向性

第1章、第2章及び基本理念・基本目標を踏まえて、本会が行うべき施策の方向性を、次の5つに定めます。

- 施策の方向性 1 学びの場をつくり、福祉人材を育成する
- 施策の方向性 2 身近な地域で支援が届くしくみをつくる
- 施策の方向性 3 いきいきと暮らせる地域をつくる
- 施策の方向性 4 どんな相談にも寄り添う体制をつくる
- 施策の方向性 5 地域の様々な団体と連携・協働する



第4章 取組項目



1 重点取組項目

本計画では、前計画で掲げた次の6つの重点取組項目について、新型コロナウイルス感染症の影響等により、目標値を下回ったことから引き続き重点的に取り組んでいきます。

① 見守り活動の促進

住民同士による日常的な見守りや安否確認等が行われるよう、新規立ち上げや活動の継続に向けて支援します。

② 地域支えあい活動の促進

住民同士による生活支援等の支えあい活動が行われるよう、新規立ち上げや活動の継続に向けて支援します。

③ ふれあい・いきいきサロンの促進

高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、地区部会が実施するサロン活動を支援します。

④ コミュニティソーシャルワーク機能の強化

「地域共生社会」の実現に向けて、複合化・複雑化した問題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制の構築を図ります。

⑤ 社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進

地域における公益的な取組が広がるよう、社会福祉法人を支援します。

⑥ 災害時の体制整備の強化

災害ボランティアセンターの体制強化のため、平時から行政とNPO等の団体との三者連携や、本会職員とともに活動できるボランティアを養成し、発災時には速やかに災害ボランティアセンターを設置・運営できるようにします。

● 取組項目表の見方について

取組項目

0

取組項目の名称

所 管 取組項目の所管部署
 実施主体 取組項目を実施する
 主体となる組織
 対 象 取組項目の実施対象

事業概要

実施する事業の説明

取組内容

事業として取り組む内容

5年後の姿

5年後の本計画終了時に向けて事業として目指すべき姿

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
計画期間(5年間)の年次目標				

※「所管」欄の表記について

- 推進班=地域福祉推進班
 - VC=ボランティアセンター
 - 研修C=社会福祉研修センター
 - 後見C=千葉県成年後見支援センター
 - 仕事C=千葉県生活自立・仕事相談センター
- その他、P49(本会 事務局組織図)をご参照ください。

※「実施主体」欄の市社協と区事務所の扱いについて

- 市社協=地域福祉推進課、生活支援課、千葉県成年後見支援センター、社会福祉研修センター
- 区事務所=区事務所は地域に密着して本計画を推進していくため、市社協とは区別して表記しています。
- 社協施設=いきいきプラザ等

※「対象」欄の市民と住民について

本計画においては下記の通り定義いたします。

- 市民=市内在住、在勤、在学者を含め、市内で活動している人など、市に関わりのある人
- 住民=実際に市に住んでいる人

※「取組項目名」の推進と促進について

本計画においては下記の通り定義いたします。

- 推進=本会が主体となって事業を推し進めていくこと
- 促進=地区部会などの関係団体の事業を本会が促し進めていくこと

1 学びの場をつくり、福祉人材を育成する

いま地域には複合化・複雑化した問題が多くあります。老々介護や社会的孤立、ダブルケア、ひきこもりや児童虐待など。そのような生活課題を解決していくためには、自助や公的支援のいわゆる公助だけでは限界があり、地域で支えあっていく力が必要です。しかしその地域活動を支える担い手も高齢化や固定化など問題を抱えています。本会では、受け手・支え手という役割を固定した関係を超えて、一人ひとりの住民が自発的に取り組む意欲を持ち、また、幅広い世代に地域づくりは自分たちの課題であるという意識を醸成し、主体的な参加を推進します。

取組項目

1

ボランティア活動等の推進

所 管 VC、後見C
 実施主体 市社協、区事務所
 対 象 市民

事業概要

市民のボランティア活動への参加を促すため、情報提供・啓発や講座を開催し、新たなボランティア活動や地域活動の担い手となる人材を確保・育成します。また、判断能力が十分でない方が安心、安全でより豊かな生活を送れるよう、将来、市民後見人として活動することを希望する住民に、成年後見人等に必要な知識等を習得する機会を提供します。

取組内容

● ボランティア

ボランティアの相談・登録を行い、ボランティア情報紙等を発行して、ボランティア情報を提供します。また、新たにボランティア活動に参加する人やすでに登録しているボランティアに対し、多種多様なボランティア講座を開催し、人材の確保・育成に努めます。

● 市民後見人

25歳から70歳までの住民に対し、基礎編、応用・実務編として2か年度に渡り、成年後見人等に必要な知識等を習得する養成研修を実施します。

5年後の姿

ボランティア活動に興味を持ち、ボランティア活動や地域活動の担い手となる人材が増え、地域課題等が軽減・解消されている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
・新規ボランティア登録者180人 ・市民後見人養成者延べ205人 ・市民後見人活動者延べ36人	・新規ボランティア登録者200人 ・市民後見人養成者延べ205人 ・市民後見人活動者延べ38人	・新規ボランティア登録者250人 ・市民後見人養成者延べ225人 ・市民後見人活動者延べ40人	・新規ボランティア登録者250人 ・市民後見人養成者延べ225人 ・市民後見人活動者延べ42人	・新規ボランティア登録者250人 ・市民後見人養成者延べ245人 ・市民後見人活動者延べ44人

取組項目

2

福祉教育の推進

所 管 VC

実施主体 市社協、区事務所

対 象 市民

事業概要

小・中学校の児童・生徒や住民が地域福祉へ関心を持ち、理解を深めてもらうために、学校や地域で行う福祉教育を推進します。

取組内容

学校や地域等に福祉体験用具の貸出、本会職員による出前講座等を行います。また、学校における福祉教育が円滑に行われるよう、学校教員や小・中学校の児童・生徒に対し情報紙や冊子を配付するとともに、教員向け福祉教育講座を開催します。なお、毎年、市立小・中学校6校を3年間、ボランティア活動推進協力校として指定し、企画・提案や助成金を通じて、学校が行う福祉教育を支援します。

5年後の姿

学校や地域に対し、福祉教育に関するスキル、ノウハウや情報を提供し、児童・生徒をはじめ多くの市民のボランティア活動への理解と関心が高まっている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
・情報誌の発行 ・貸出・講師派遣 等50件	・情報誌の発行 ・貸出・講師派遣 等55件	・情報誌の発行 ・貸出・講師派遣 等65件	・情報誌の発行 ・貸出・講師派遣 等75件	・情報誌の発行 ・貸出・講師派遣 等85件

取組項目

3

成年後見制度の普及・啓発

所 管 後見C

実施主体 市社協

対 象 住民

事業概要

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない方の権利や財産を守ることができる成年後見制度について広く周知を図ります。

取組内容

ホームページによる情報提供、パンフレットの作成、講習会の開催及び講師の派遣を実施します。

5年後の姿

権利擁護が必要な方が地域の中で見つけられるよう、住民をはじめとした地域社会の担い手に対し広く成年後見制度の周知ができている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
・講習会8回 ・講師派遣10回	・講習会8回 ・講師派遣12回	・講習会8回 ・講師派遣15回	・講習会8回 ・講師派遣18回	・講習会8回 ・講師派遣20回

取組項目
4

地区部会活動従事者に対する 研修の実施

所 管 推進班
実施主体 市社協、区事務所
対 象 地区部会

事業概要

地区部会活動に有益な知識やスキルを提供できるよう、地区部会従事者に対する研修を実施します。

取組内容

アンケート等により地区部会の意見・ニーズを収集し、研修を実施します。

5年後の姿

地区部会活動従事者のニーズに合わせ、地区部会活動に有益となる知識やスキルを提供できている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
4回	4回	4回	4回	4回

取組項目
5

民生委員・児童委員に対する研修の実施

所 管 民生・貸付班、研修C
実施主体 市社協
対 象 民生委員・児童委員

事業概要

民生委員・児童委員(以下「主任児童委員を含む。」)に対し、民生委員・児童委員としての人格識見の向上と職務を行ううえで必要な知識及び技術の修得のため、民生委員・児童委員の活動方法、活動上の心得、社会福祉の動向等について必要な研修を実施します。

取組内容

● 民生・貸付班

民生委員・児童委員全体研修、地区民児協会長・副会長研修を年1回実施します。

● 研修C

主任児童委員研修を年1回実施します。

改選時(3年毎)に新任民生委員・児童委員を対象とした新任研修を実施します。

5年後の姿

民生委員・児童委員活動をするうえでニーズに合った内容の研修を実施することで、個々の活動に関する知識が蓄積されている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
4回	3回	3回	4回	3回

2 身近な地域で支援が届くしくみをつくる

地域の複合化・複雑化した課題は公助では支援しきれないものがあります。また新型コロナウイルス感染症の拡大により地域のつながりが断たれ安心して暮らすことに不安を感じる人たちもいます。本会では、家族や地域の絆の希薄化が進む中で、つながりを再構築し、誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らすため、地域活動に参加し、地域の問題を自分のことと捉え、ともに解決に向けて取り組むことができるよう地域全体で助け合い、支えあうしくみづくりを支援します。

取組項目

6

見守り活動の促進 重点

所 管 推進班

実施主体 市社協、区事務所、
地区部会等

対 象 住民

事業概要

住民同士による日常的な見守りや安否確認等が行われるよう、新規立ち上げや活動の継続に向けて支援します。

取組内容

地区部会エリアで見守り活動が拡充するよう、ノウハウの提供や助成を通じ支援します。

5年後の姿

支援が必要な方に対し、インターフォンや電話、手紙、オンラインなど、多様な手段により安心して地域で暮らせるよう見守り活動が広く実施されている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
35地区部会 エリア	37地区部会 エリア	39地区部会 エリア	42地区部会 エリア	45地区部会 エリア



▲ 訪問による見守り活動の様子

取組項目

7

地域支えあい活動の促進 **重点**

所 管 推進班

実施主体 市社協、区事務所、
地区部会等

対 象 住民

事業概要

住民同士による生活支援等の支えあい活動が行われるよう、新規立ち上げや活動の継続に向けて支援します。

取組内容

地区部会エリアで支えあい活動が拡充するよう、ノウハウの提供や各種助成金制度を活用し支援します。

5年後の姿

支援の必要な方に対し、困ったときに地域で支えあうことができるよう活動が広く実施されている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
27地区部会 エリア	28地区部会 エリア	30地区部会 エリア	32地区部会 エリア	34地区部会 エリア

取組項目

8

子どもの居場所づくりへの支援

所 管 推進班

実施主体 市社協、区事務所
対 象 市民

事業概要

子どもたちが安心して過ごすことができ、人や社会と関わる力や自己肯定感を育むことができるよう、子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体を支援します。

取組内容

子どもの居場所づくりに取り組む団体同士をつなぎ情報共有ができる場をつくり、ホームページ等での情報発信などによって、子どもの居場所の創設と活動継続に向けた支援を行います。

5年後の姿

子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体の活動が活性化している。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
・ホームページ更新 ・情報交換会開催	・ホームページ更新 ・情報交換会開催	・ホームページ更新 ・情報交換会開催	・ホームページ更新 ・情報交換会開催	・ホームページ更新 ・情報交換会開催

3 いきいきと暮らせる地域をつくる

新型コロナウイルス感染症は住民同士のつながりに大きな影響を与えました。サロン活動などは感染症の流行期には多くの制限がかかり、今までどおりの交流が出来ない状況が続いています。しかし、本会では今後も高齢者、障害者、子どもなどが安心して参加でき、顔の見える関係を築くことが出来る場、また健康・生きがい、多様な人たちが活動・交流する場を支援します。

取組項目

9

ふれあい・いきいきサロンの促進 重点

所 管 推進班
 実施主体 市社協、区事務所、
 地区部会
 対 象 住民

事業概要

高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、地区部会が実施するサロン活動を支援します。

取組内容

助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。

5年後の姿

身近な地域で交流を望む高齢者に対し、地域とのつながり、不安感の軽減、生きがい提供できている。また、ふれあい・いきいきサロンを運営している地区部会関係者の生きがいにもつながっている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
50地区部会 3,000回	57地区部会 3,420回	64地区部会 3,840回	65地区部会 3,900回	67地区部会 4,020回
参加者ボランティア 延べ51,000人	参加者ボランティア 延べ58,140人	参加者ボランティア 延べ65,200人	参加者ボランティア 延べ66,300人	参加者ボランティア 延べ68,340人



▲ にぎやかないきいきサロンの様子

取組項目
10

ふれあい・子育てサロンの促進

所 管 推進班
実施主体 市社協、区事務所、
地区部会
対 象 住民

事業概要

身近な地域で交流を望む子育て中の親がほっとするひと時を過ごすため、地区部会が実施するサロン活動を支援します。

取組内容

助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をサロン活動に派遣し、参加者が抱える相談に対応するなど活動内容の充実を図ります。

5年後の姿

子育て世代に対し、地域とのつながり、不安感の軽減につながる場が提供できている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
35地区部会 455回 参加者ボランティア 延べ13,650人	44地区部会 572回 参加者ボランティア 延べ17,160人	53地区部会 689回 参加者ボランティア 延べ20,670人	54地区部会 702回 参加者ボランティア 延べ21,060人	56地区部会 728回 参加者ボランティア 延べ21,840人

取組項目
11

ふれあい・散歩クラブの促進

所 管 推進班
実施主体 市社協、区事務所、
地区部会
対 象 住民

事業概要

高齢者が生きがいをもって、いきいきと暮らしていけるよう、気軽に始めることができる散歩クラブを実施する地区部会を支援します。

取組内容

助成等を通じ、地区部会を支援し拡充に努めるとともに、施設福祉部門の専門職をクラブ活動に派遣し、活動内容の充実を図ります。

5年後の姿

高齢者に対し、地域とのつながりや生きがいにつながる場が提供できている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
25地区部会 450回 参加者ボランティア 延べ5,850人	27地区部会 486回 参加者ボランティア 延べ6,318人	29地区部会 522回 参加者ボランティア 延べ6,786人	30地区部会 540回 参加者ボランティア 延べ7,020人	32地区部会 576回 参加者ボランティア 延べ7,488人

取組項目
12

ふれあい食事サービス事業への支援

所 管 推進班
実施主体 市社協、区事務所、
地区部会
対 象 住民

事業概要

ひとり暮らし高齢者などを対象に、見守りを兼ねた配食や、会食を伴う交流事業を行う地区部会に助成・援助します。

取組内容

助成等を通じ、実施地区部会を支援します。また、開催方法の工夫などについて情報提供していきます。

5年後の姿

高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の交流や外出支援・見守りの効果等につながっている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
19地区部会 203回	29地区部会 278回	37地区部会 343回	37地区部会 343回	37地区部会 343回

取組項目
13

多世代交流等の推進 新規

所 管 いきいきプラザ
実施主体 社協施設
対 象 住民

事業概要

いきいきプラザで高齢者だけにとらわれず地域で暮らす多様な方々が交流できる場を設け、地域の仲間づくりを支援し、助けあい、支えあいの意識の啓発に繋がります。

取組内容

地域で暮らす高齢者、障害者、子育て世代等の当事者が参画し、お互いに交流するイベントを開催します。また、共助という観点や地域の方々にも役割を担っていただくという意味合いからもボランティアを養成し、イベントの運営に協力していただきます。

5年後の姿

交流を通じて、地域で暮らす多様な方々がお互いを理解し、困ったときには支えあうことができる地域社会となっている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1か所	2か所	4か所	6か所	6か所

新型コロナウイルス感染症の拡大後、本会には生活困窮者をはじめとした困りごとを抱えている人の相談が増えています。また8050世帯やダブルケアなど生活課題がひとつではなく複合化・複雑化している人もいます。本会では、従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない制度の狭間にある問題や、複数の分野にまたがる問題に対応するため、本会の生活支援を担う部署間で連携し、どんな相談にも寄り添い、解決に向けて支援する体制を構築します。

取組項目

14

コミュニティソーシャルワーク 機能の強化 重点

所 管 推進班

実施主体 市社協、区事務所

対 象 住民

事業概要

「地域共生社会」の実現に向けて、複合化・複雑化した問題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制の構築を図ります。

取組内容

コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、生活自立・仕事相談センターや成年後見支援センターなど関連部署が連携して、支援の届かない制度の狭間にいる人たちに寄り添いながら困りごとの解決に向けた支援を行います。

5年後の姿

地域で複合的な生活課題を抱えている方が、関係機関または直接の相談によりコミュニティソーシャルワーカーとつながることで、課題解決に向けて前向きに取り組むことができるようになっている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
実施	実施	実施	実施	実施



▲ 地域を訪問するCSWの様子

事業概要

高齢者や障害者、生活困窮者など、生活課題を抱える方が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、関係機関と連携して支援します。

取組内容

● コミュニティソーシャルワーカー

困難を抱えた方からの相談や地域に出向いた際に得た地域生活課題に対し、ニーズに応じた支えあいの仕組みづくりを行います。

● 生活福祉資金の貸付

低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けを行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう民生委員・児童委員や自立相談支援機関等の関係機関と連携しながら支援します。

● 生活困窮者の自立支援

千葉市貧困対策アクションプランを踏まえ、包括的な相談支援として、個人に対してワンストップ型の相談窓口により情報・サービスの拠点として機能し、一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し生活困窮者支援を行います。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを行います。

● 権利擁護支援

日常生活自立支援事業の実施及び、本会が成年後見人等を受任して判断能力が十分でない方の権利擁護を図ります。

● 生活支援コーディネーター

日常生活圏域で活動する第2層コーディネーターの総合調整、活動支援及び定例会を開催します。地域づくり推進を目的とした中心的な団体等との連携促進・ネットワーク構築及びシンポジウムや交流会等を開催します。多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携協働を推進するための区域協議体を開催します。

5年後の姿

高齢者や障害者、生活困窮者など、生活課題を抱える方に対して、関係機関や住民との連携・協働による支援体制が構築できている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
実施	実施	実施	実施	実施

住民が抱える問題が複合化・複雑化する中、本会だけの力で解決していくのではなく、包括的な支援体制のしくみをつくり対応していく必要が出てきています。本会では、既存の制度やサービス、分野ごとの縦割りの対応では解決できない問題の解決に向け、社会福祉法人、企業、大学やNPOなど多様な団体との連携に努め、ネットワークの強化を図り、地域福祉を推進します。

取組項目

16

権利擁護のネットワークづくり 新規

所 管 後見C
実施主体 市社協
対 象 団体

事業概要

権利擁護が必要な方が適切に支援を利用できるよう、各種専門職団体や関係機関との間で連携強化を図ります。

取組内容

行政、司法・福祉・医療の専門家、住民等による協議会を設置し、権利擁護を必要とする方が早期に発見され適切な支援が受けられるよう仕組みを構築します。

5年後の姿

関係機関との間でネットワークが構築されており権利擁護が必要な方が地域の中で見つけられ、適切に成年後見制度等に繋がられている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
実施	実施	実施	実施	実施



取組項目
17

大学と地域の連携の推進

所 管 推進班
実施主体 市社協、区事務所
対 象 大学

事業概要

地域の問題に対して、大学や学生のスキルを活かし、地域活動に反映していきます。

取組内容

市内にキャンパスを有する千葉市・大学連絡会議に参画している13大学と連携し、地域活動につなげていきます。

5年後の姿

大学と地域を結び付け、大学のもつ力が地域づくりに活かされている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
1校 (計8校)	1校 (計9校)	1校 (計10校)	1校 (計11校)	2校 (計13校)

取組項目
18

社会福祉法人の地域における 公益的な取組の促進 **重点**

所 管 推進班
実施主体 市社協、区事務所、
社協施設
対 象 社会福祉法人

事業概要

地域における公益的な取組が広がるよう、社会福祉法人を支援します。

取組内容

社会福祉法人と地域のニーズに合った「地域における公益的な取組」を提案し、地域の課題解決に努めます。また、本会自らも「地域における公益的な取組」を実施します。

5年後の姿

社会福祉法人のうち約半数が地域貢献活動に取り組み、地域と社会福祉法人の交流ができている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
3法人 (計31法人)	3法人 (計34法人)	6法人 (計40法人)	6法人 (計46法人)	6法人 (計52法人)

取組項目
19

NPO・団体との連携・協働 新規

所 管 VC
実施主体 市社協、区事務所
対 象 団体

事業概要 地域における活動が広がるよう、NPO・団体と連携していきます。

取組内容 地域におけるNPO・団体の活動を把握し、地域課題解決のため連携・協働します。

5年後の姿 NPO・団体の活動と連携し、地域活動が活性化している。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
情報収集	情報収集	連携	連携	連携

取組項目
20

企業等との連携・協働

所 管 VC
実施主体 市社協、区事務所
対 象 企業等

事業概要 企業等の社会貢献活動が広がるよう支援します。また、企業のSDGsの取組みを把握し、地域共生社会の実現に向けて連携していきます。

取組内容 企業等からの相談に基づき、社会貢献活動の提案を行うとともに、企業等の取組みの参考になるような事例を収集し、本会ホームページに掲載します。また、地域活動の活性化を図るため、企業等のSDGsの取組みと連携します。

5年後の姿 企業等のSDGsの取組みと連携し、企業等の持つ力が地域づくりに活かされている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
情報収集	情報収集	連携	連携	連携

取組項目
21

災害時の体制整備の強化 **重点**

所 管 VC
実施主体 市社協、区事務所
対 象 市民

事業概要

災害ボランティアセンターの体制強化のため、平時から行政とNPO等の団体との三者連携や、本会職員とともに活動できるボランティアを養成し、発災時には速やかに災害ボランティアセンターを設置・運営できるようにします。

取組内容

災害時に本会職員と協働で運営できるスタッフを養成し、本会職員と運営ボランティアによる災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。また、災害資機材の整備を行います。

5年後の姿

災害時に、多種多様な団体と連携し、速やかに災害ボランティアセンターを設置・運営する体制が整っている。

R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
・講座2回 ・訓練2回 ・資機材の整備	・講座2回 ・訓練2回 ・資機材の整備	・講座2回 ・訓練2回 ・資機材の整備	・講座2回 ・訓練2回 ・資機材の整備	・講座2回 ・訓練2回 ・資機材の整備



▲ 災害ボランティア活動の様子

第5章 計画の推進と評価



1 計画の推進主体

本計画の推進主体については、本会が中心になり、地区部会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人などの地域福祉に関わる関係機関・団体、住民、行政、企業、協同組合等と連携・協働しながら、計画的に地域福祉を推進します。

2 進行管理と評価

本計画の進行管理・評価については、PDCAサイクルを導入し、「本会 地域福祉活動計画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)において、事業の進捗状況に応じて「報告・評価(提言)」を行います。

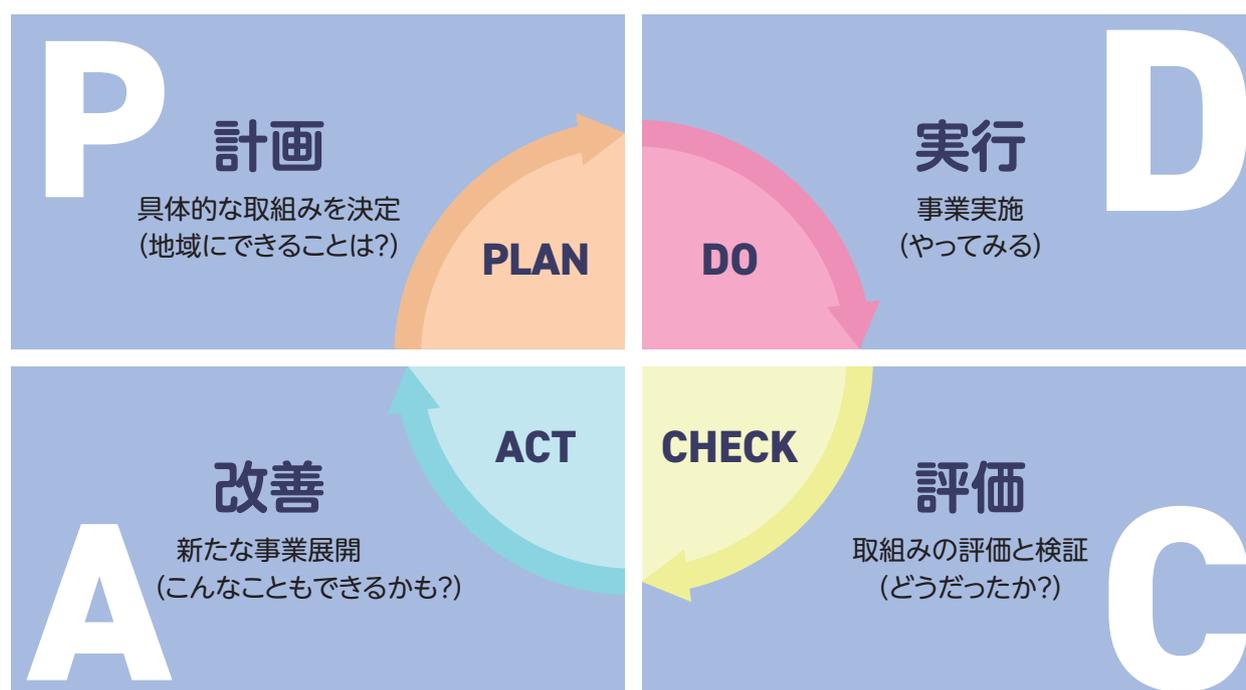
推進委員会は、本会会長の諮問機関として、計画の進捗状況の確認及び結果・成果を評価するとともに課題の検討等を行い、年度ごとに会長に答申します。

会長は、本計画の進捗状況及び評価の結果を年度ごとに理事会に報告します。

また、本計画の進捗状況及び評価の結果を本会ホームページなどの情報媒体を活用して公表します。



▲ 地域福祉活動計画推進委員会

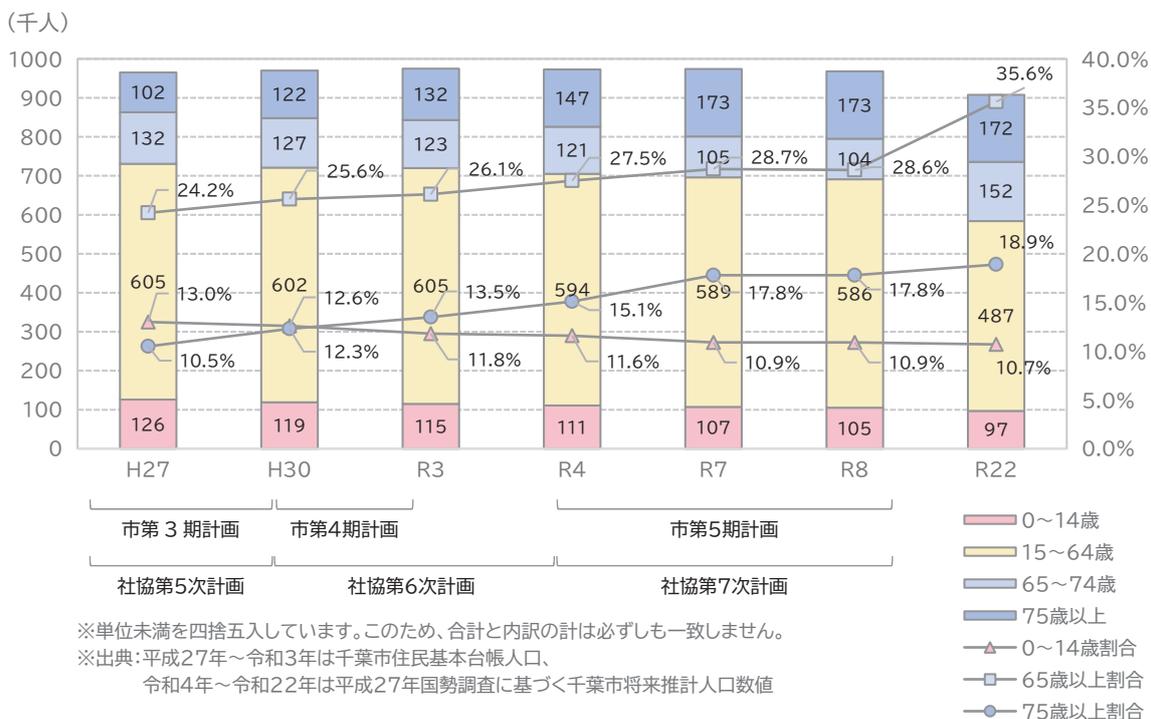


参考資料

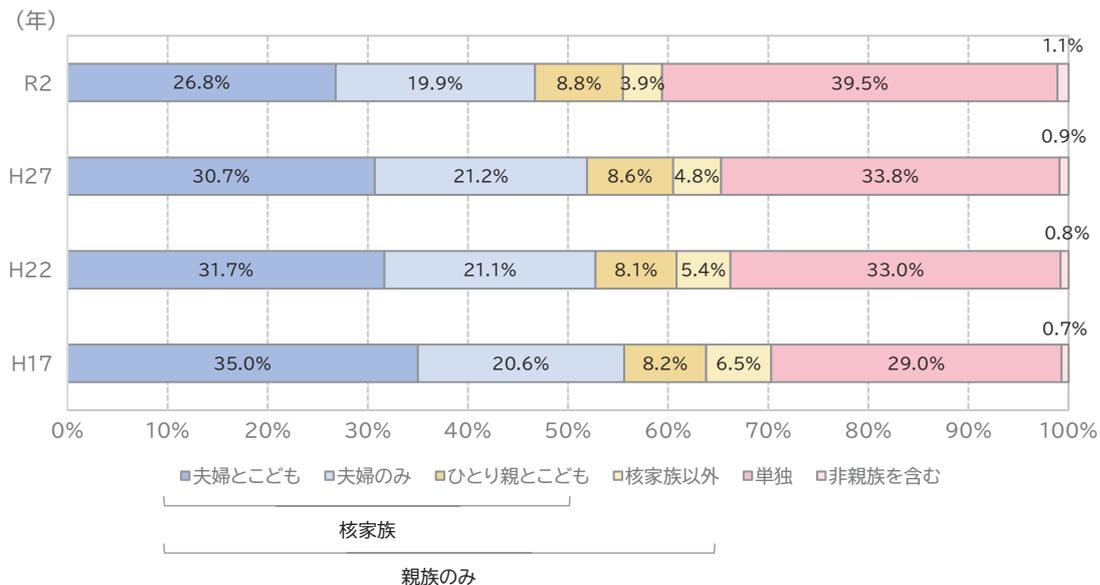
1 各種統計データ(千葉市)

1 少子高齢化に関するデータ

人口(高齢者・年少者)の推移



世帯の家族類型の変化



※出典：国勢調査

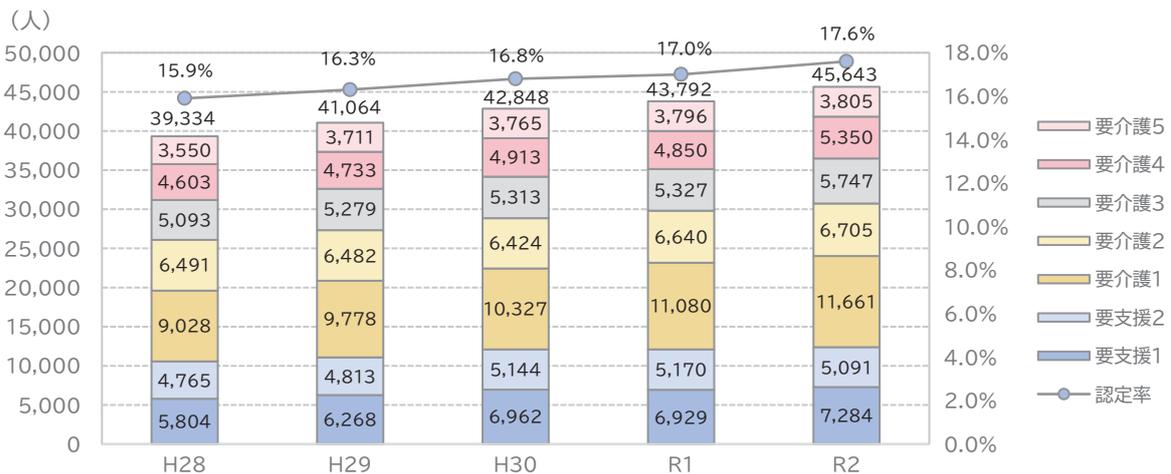
ひとり暮らし高齢者数の推移



※出典：平成17年～平成27年は国勢調査の実績、令和2年以降は各年の高齢者人口(65歳以上人口)に、高齢者単独世帯割合の仮定値を乗ずる方法で推計。

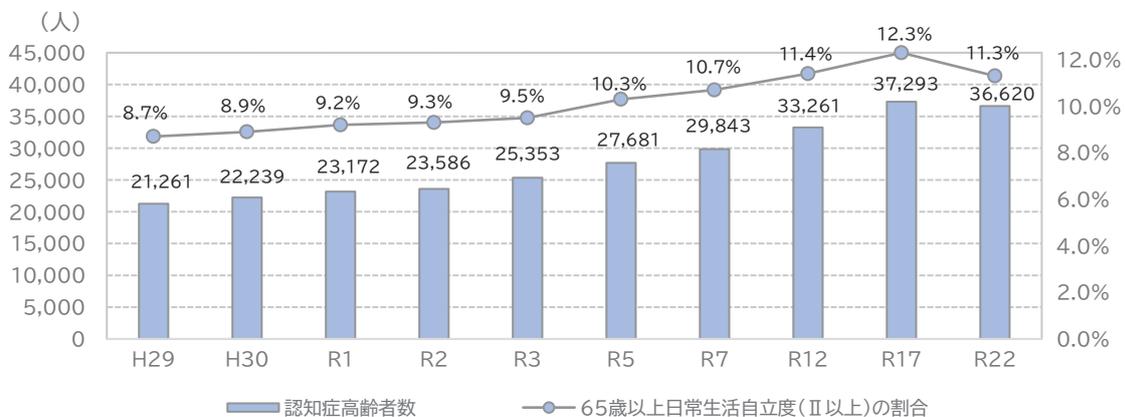
2 要支援者に関するデータ

要支援・要介護認定者数、認定率の推移



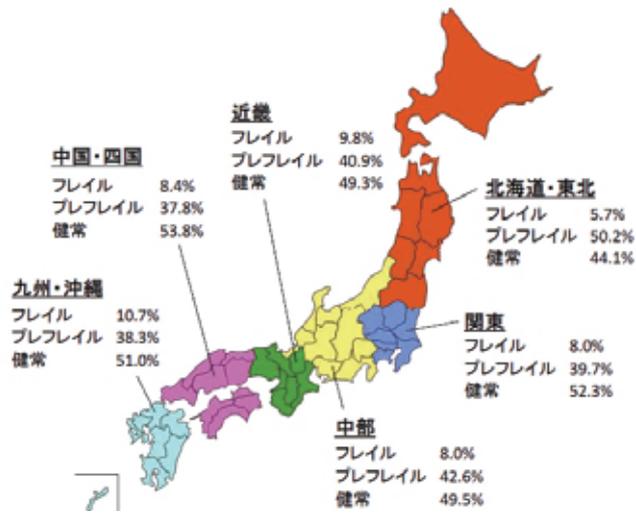
※出典：介護保険事業状況報告

認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移



※出典：千葉市高齢者保健福祉推進計画
 ※令和2年度までは実績値。令和3年度以降は推計値。要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

高齢者のフレイルの割合(平成24年)

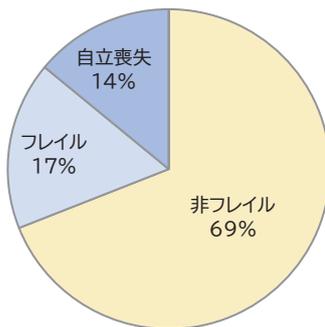


日本全体のフレイル割合	
フレイル	8.7%
プレフレイル	40.8%
健常	50.5%

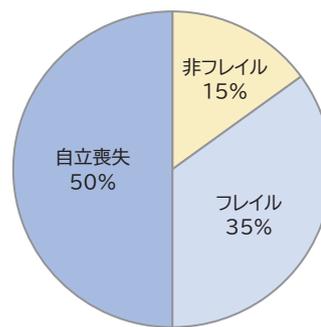
※出典:日本人高齢者全体のフレイル割合は8.7%
〔東京都健康長寿医療センター研究所〕

フレイル調査を実施した高齢者の5年後の追跡調査時の状態

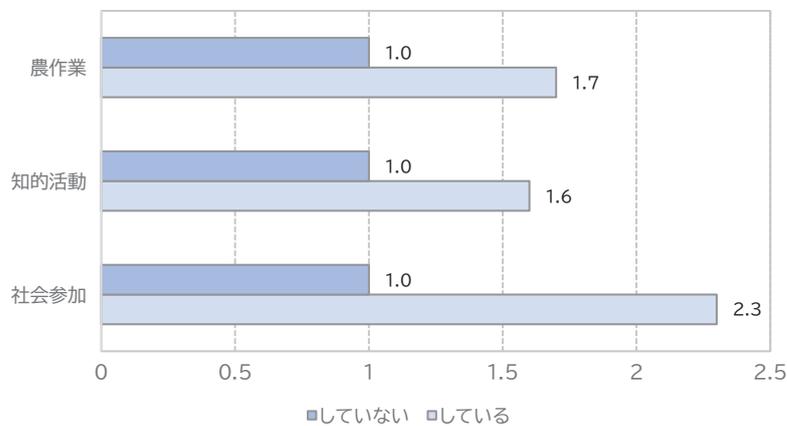
① 初回調査で非フレイルの5年後



② 初回調査でフレイルの5年後

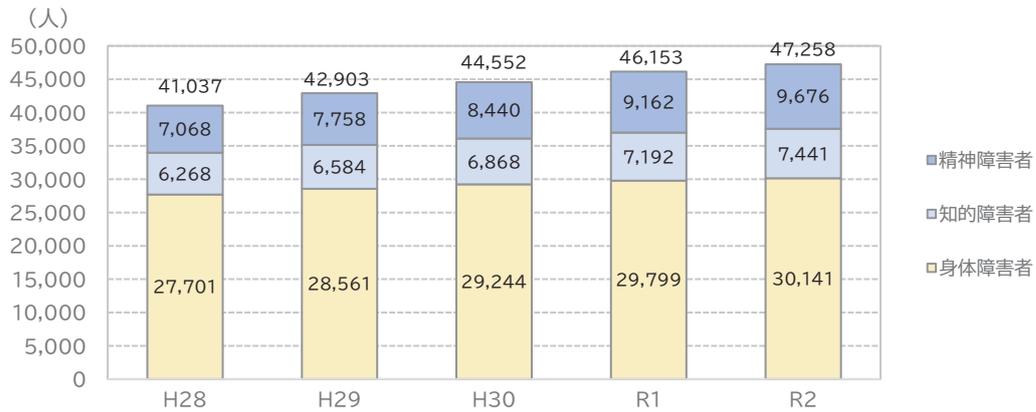


③ フレイルの改善に関連していた因子



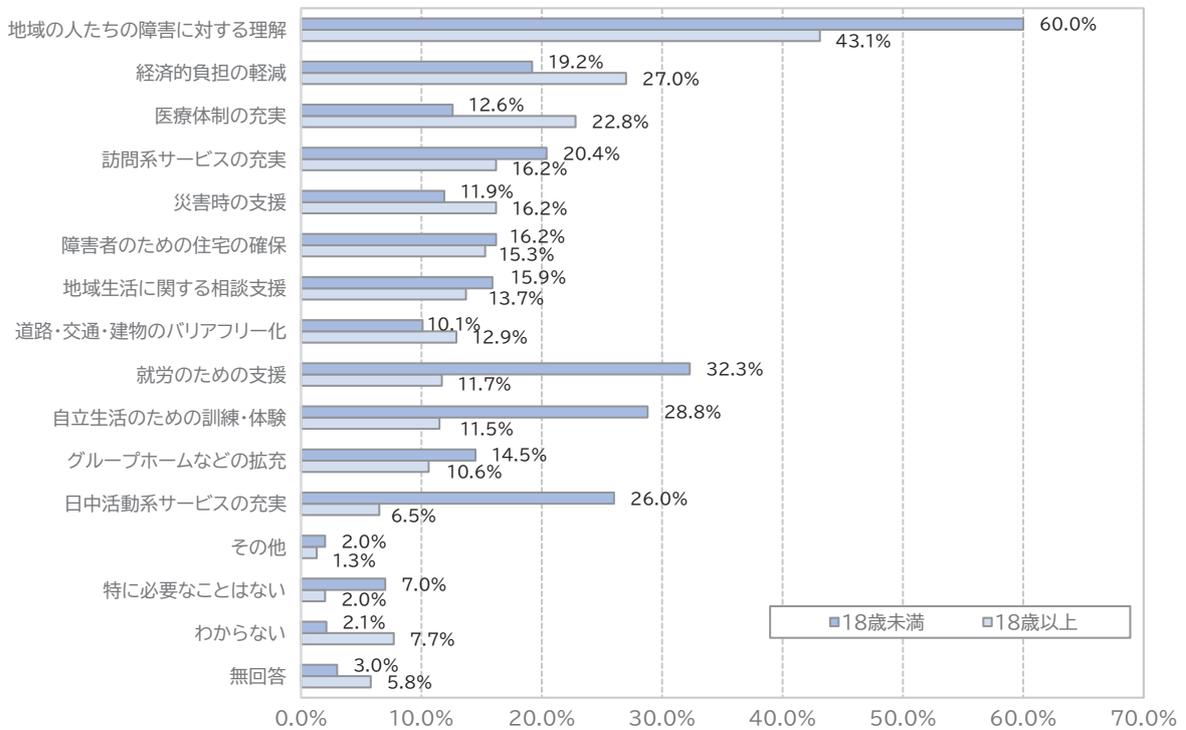
※出典:農作業、知的活動、社会参加がフレイルから健常への改善に寄与～5年間の住民追跡研究の結果から～
〔東京都健康長寿医療センター研究所〕

障害者手帳所持者数の推移



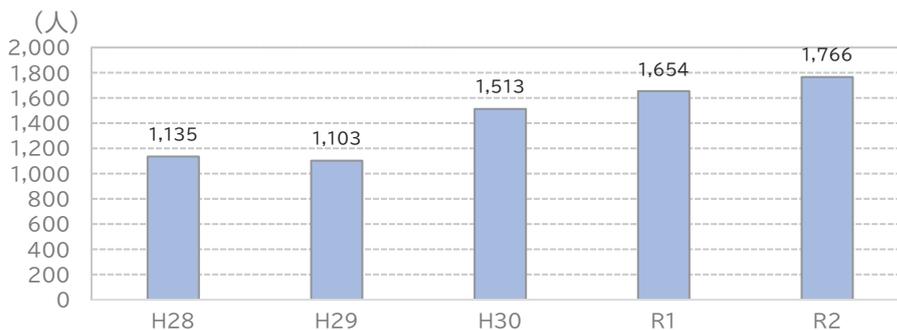
※出典:千葉市障害者自立支援課・精神保健福祉課

在宅障害者が地域で生活するために必要なこと



※出典:第6期千葉市障害福祉計画

児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移



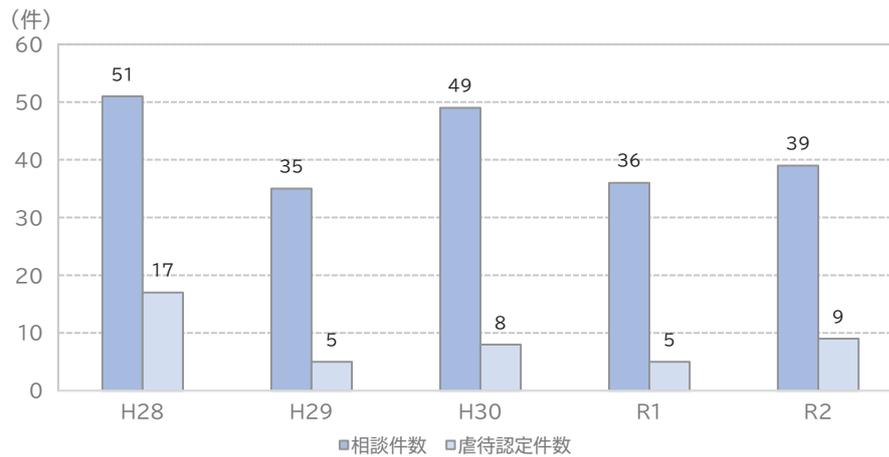
※出典:千葉市児童相談所

高齢者虐待の相談件数、虐待認定件数の推移



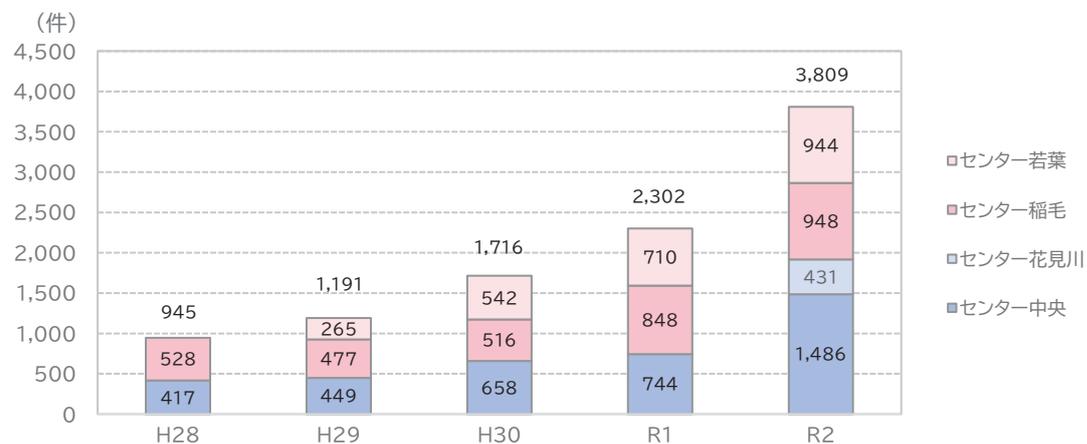
※出典:千葉市地域包括ケア推進課

障害者虐待の相談件数、虐待認定件数の推移



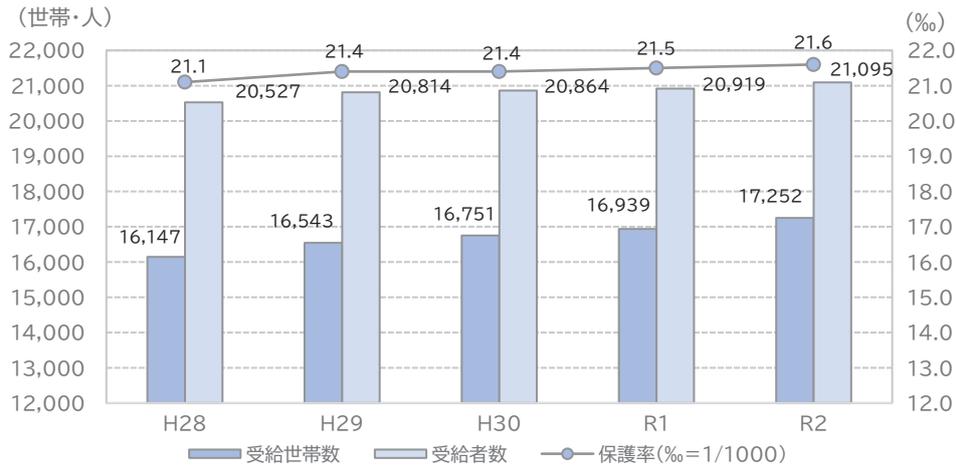
※出典:千葉市障害者自立支援課

千葉市生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数の推移



※出典:千葉市保護課

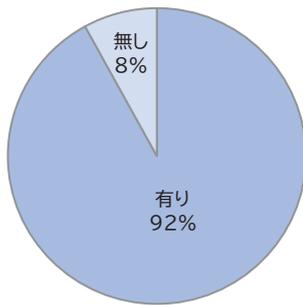
生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移



※出典:千葉市保護課

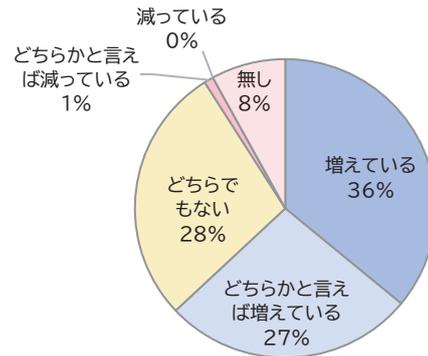
単独の相談窓口等だけでは十分に対応・支援ができない等、解決が困難な相談(以下、「解決困難な相談等」という)についての相談機関等を対象にしたアンケート調査(令和元年実施)

① 解決困難な相談等を受けることがあるか



※出典:千葉市地域福祉課

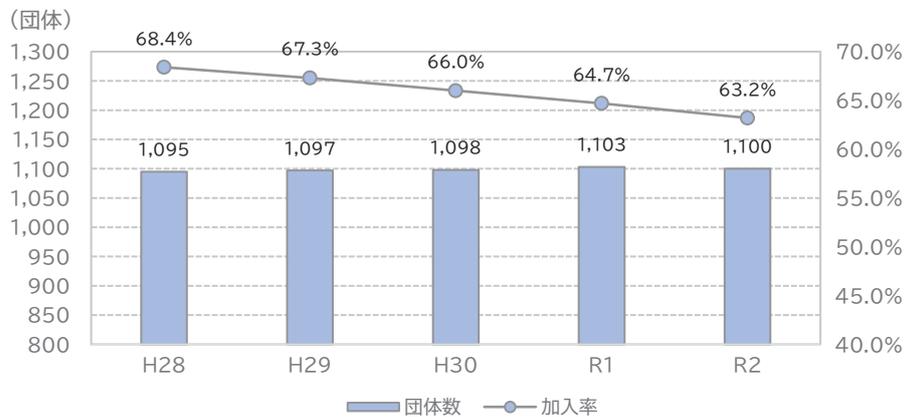
② 解決困難な相談等の増減について



※出典:千葉市地域福祉課

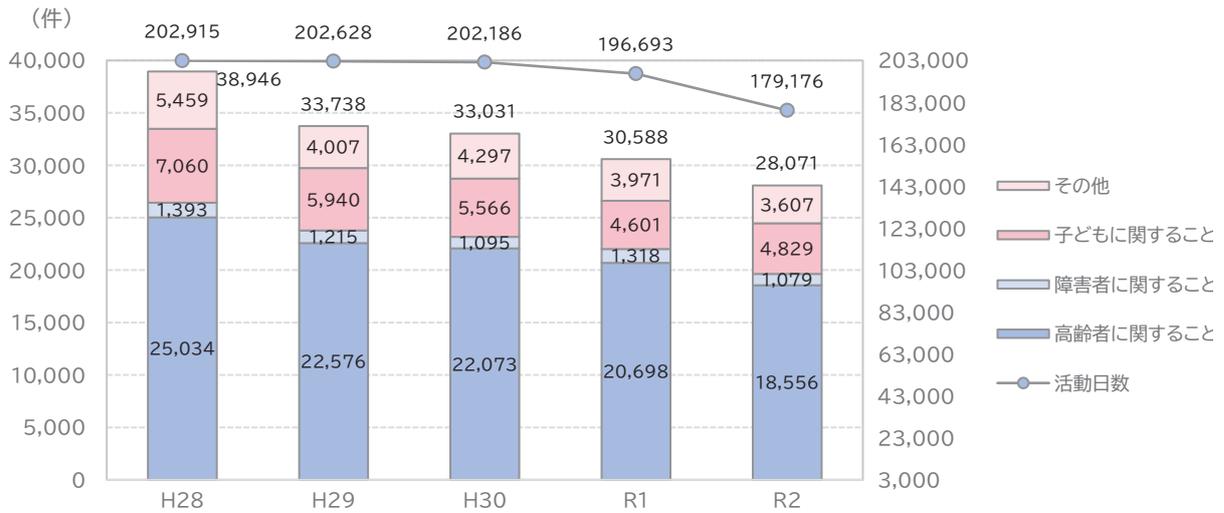
③ 地域福祉に関するデータ

町内自治会の団体数と加入率の推移



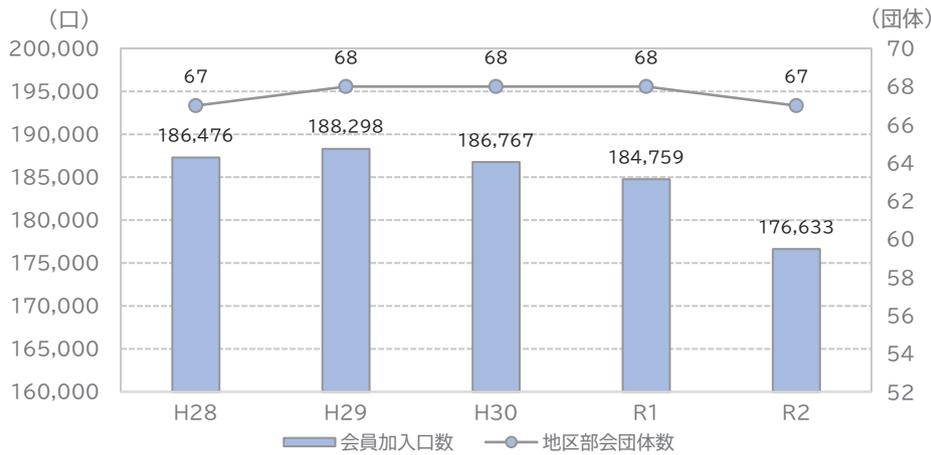
※出典:千葉市市民自治推進課

民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移

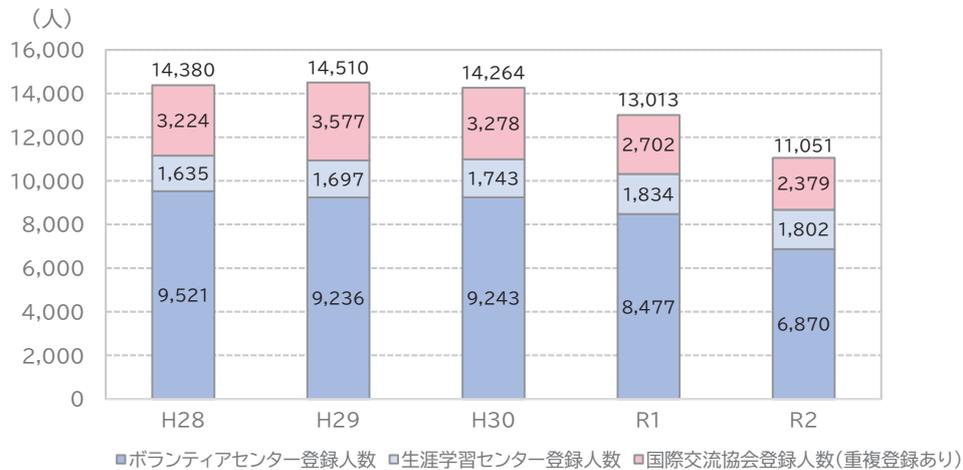


※出典:千葉市地域福祉課

本会会員加入人口数と地区部会の団体数の推移



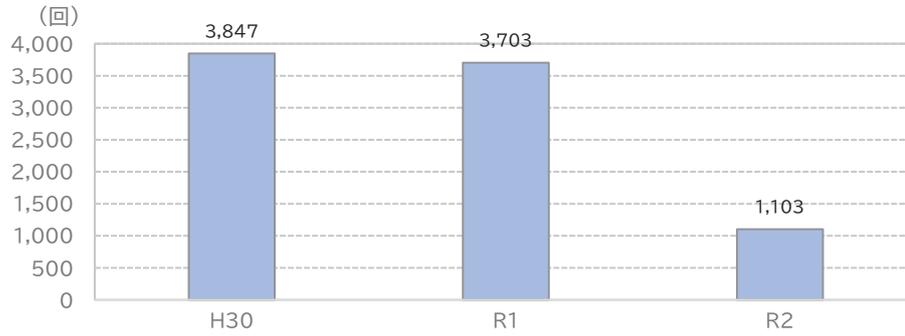
ボランティアの登録者数等の推移



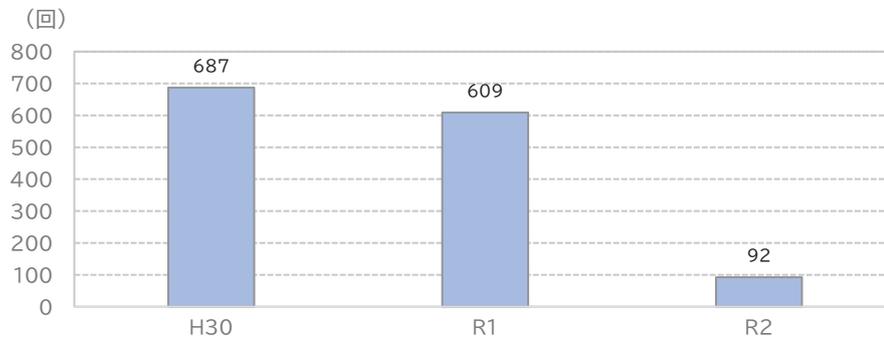
※出典:千葉市国際交流課、千葉市生涯学習振興課、千葉市社会福祉協議会

コロナ禍の地区部会活動の状況

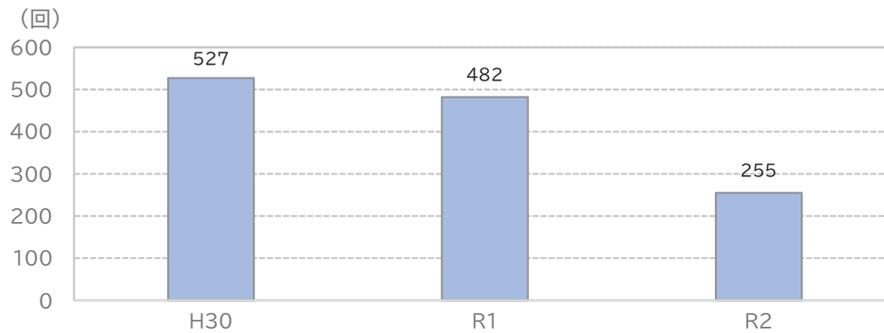
① ふれあいいきいきサロンの実施回数の推移



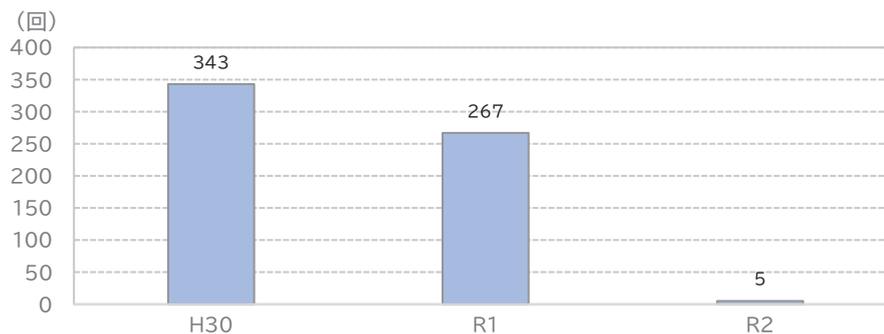
② ふれあい子育てサロンの実施回数の推移



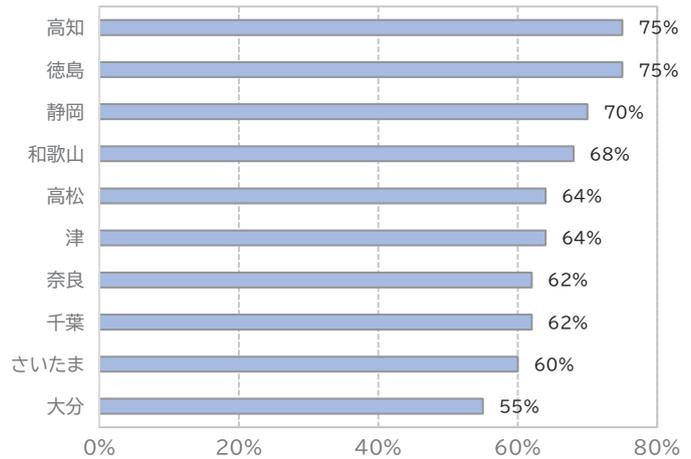
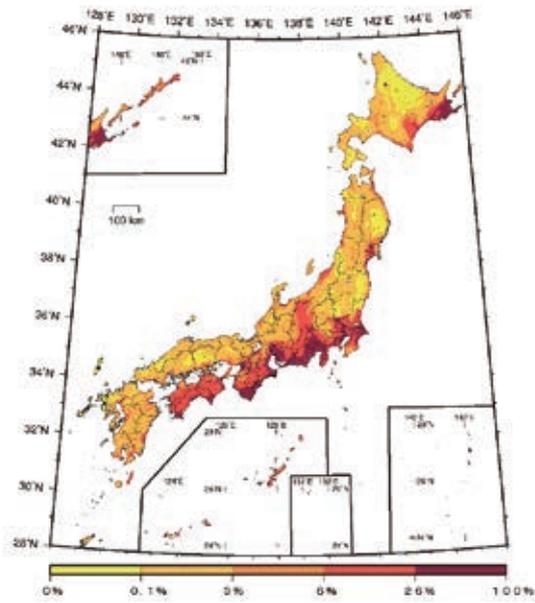
③ ふれあい散歩クラブの実施回数の推移



④ ふれあい食事サービスの実施回数の推移



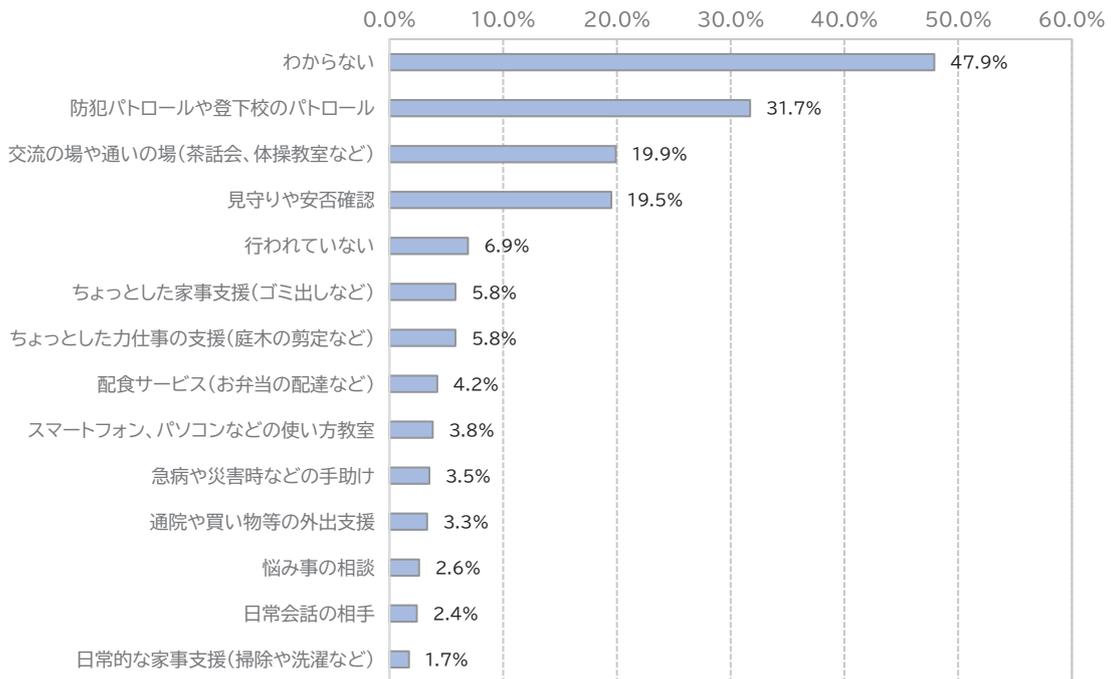
今後30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる確率(県庁所在地:上位10都市)



※出典:全国地震動予測地図 2020年版〔地震調査研究推進本部〕、地震ハザードステーション〔防災科研〕

千葉市による地域福祉活動に関する市民アンケート調査(令和3年度実施)

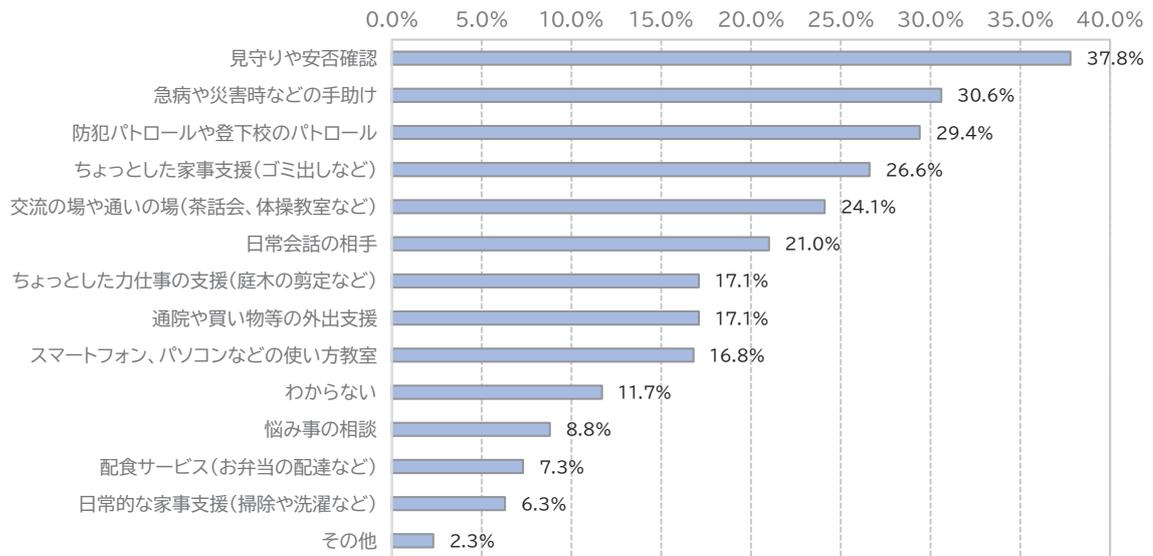
① お住いの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。(複数回答可)



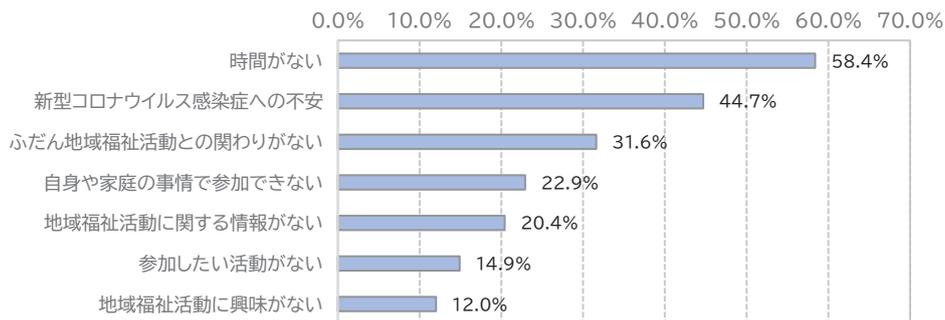
② これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)



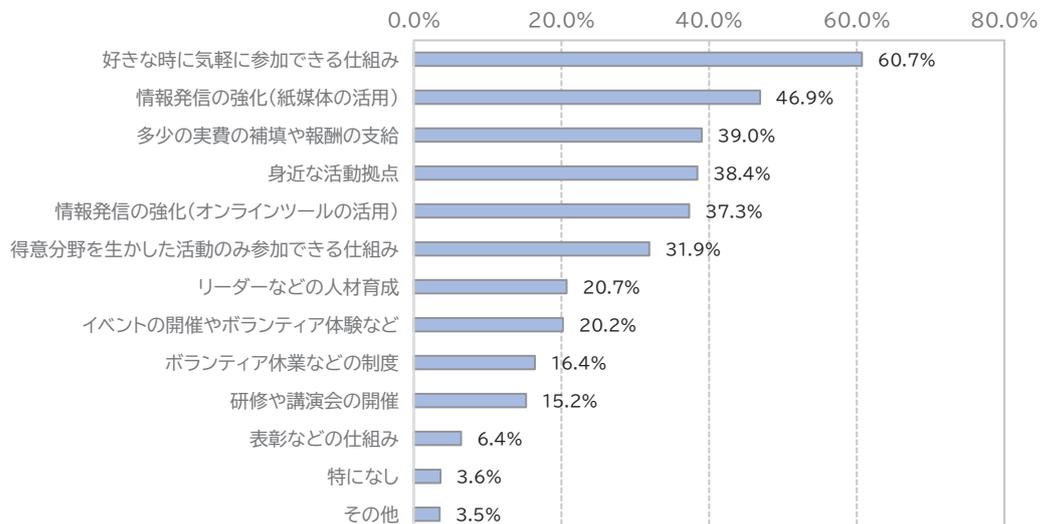
③ 今後、どのような地域活動に参加したいですか。(複数回答可)
 ※対象:②で「ある」「ない(機会があったら参加したい)」と答えた人



④ 地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか。(2つまで回答可)
 ※対象:②で「ない(参加したくない)」と答えた人



⑤ より多くの市民が地域福祉活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答可)



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：厚生労働省ウェブサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

3

本会の相談窓口一覧

相談窓口名	内容	問い合わせ先	開所日	時間	
千葉市成年後見支援センター	判断能力が十分でない方の権利擁護に関する相談(成年後見制度・日常生活自立支援事業)	209-6000	月～金	9:00～17:30	
千葉市生活自立・仕事相談センター	経済的な問題や就労に関すること、ひきこもりなどに関する相談	202-5563	月～金	8:30～17:30	
千葉市ボランティアセンター	ボランティアに関する相談、登録、紹介、連絡調整、情報収集・提供、ボランティア保険の受付、災害時のボランティア活動支援等	209-8850	火～土 (月曜が祝日の場合は火曜休館)	8:30～17:30	
社協区事務所 (区ボランティアセンター)	地域福祉に関する相談支援、福祉教育に関する相談支援、ボランティア活動に関する相談支援、ボランティア保険の加入手続き、生活福祉資金等の貸付及び相談、地域保健福祉活動施設の貸出等 ※地域の支えあい活動等の様々な相談に応じるCSWを配置しています	中央区	221-2177	月～土・第2日 (土は活動施設等の貸出業務のみ) (第2日は区ボランティアセンター業務のみ)	月～金 8:30～17:30 土・第2日 9:00～17:00
		花見川区	275-6438		
		稲毛区	284-6160		
		若葉区	233-8181		
		緑区	292-8185		
		美浜区	278-3252		
千葉市心配ごと相談所	日々の暮らしにおける悩みごと、心配ごとに関する相談	209-8860 (電話相談のみ)	火・水・木 (祝日、年末年始を除く)	10:00～15:00 (昼休憩あり)	
いきいきプラザ		中央	209-9000		
		花見川	216-0080		
		稲毛	242-8005		
		若葉	228-5010		
		緑	300-1313		
		美浜	270-1800		
いきいきセンター	60歳以上の高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるように介護予防事業の実施、日常生活の悩みごとや健康の相談等	蘇我	264-6966	月～日 (年末年始を除く)	9:00～17:15
		花見川	286-8030		
		さつきが丘	250-4651		
		あやめ台	207-1388		
		大宮	265-1751		
		都賀	232-4771		
		越智	205-1290		
		土気	205-1000		
真砂	278-9641				
千葉市療育センター療育相談所	心身の発達に遅れや心配のあるお子さんの発達に関する様々な相談受付や総合的支援	216-2401	月～金	9:00～17:15	
千葉市療育センターふれあいの家	身体障害者の各種相談受付、創作、スポーツ・レクリエーションおよび日常生活訓練等の実施	216-5130	火～日 (月曜が祝日の場合は火曜休館)	9:00～17:15	
千葉市療育センター相談支援事業所ばれっと	障害福祉サービス受給者証申請をされる方と契約の上、障害福祉サービス利用についての相談及び計画策定	279-4311	月～金	9:00～17:15	
千葉市発達障害者支援センター	発達障害がある方の相談受付 ※検査、診断や療育訓練、職業紹介は行わない	303-6088	月～金	9:00～17:00	
千葉市障害者福祉センター	市内在住、もしくは在勤の18歳以上の障害者を対象とした各種相談、福祉講座、社会適応訓練、施設貸出、レクリエーション等	209-8779	火～日 (月曜が祝日の場合は火曜休館)	9:00～17:15	
千葉市桜木園	市内在住の在宅障害児(者)及び保護者の方を対象に地域での療育指導者等に関する相談(障害児等療育支援事業)	231-5865	月～金	9:00～17:15	

(設置)

第1条 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を推進するため、総合的な視点に立って関係者が協議を行うことを目的として、推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、活動計画の策定に関する事項について協議し、その結果を会長に答申する。

2 委員会は、活動計画策定後、その進捗状況について定期又は随時に協議し、その結果を会長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体及び福祉関係施設の関係者
- (3) 地域の関係者
- (4) 社会福祉奉仕の関係者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の調査権限)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務企画課総務企画班において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長と協議し、定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

(平成29年7月に就任する委員の任期に関する特例)

2 第4条の規定にかかわらず、平成29年7月に就任する委員の任期については、平成32年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

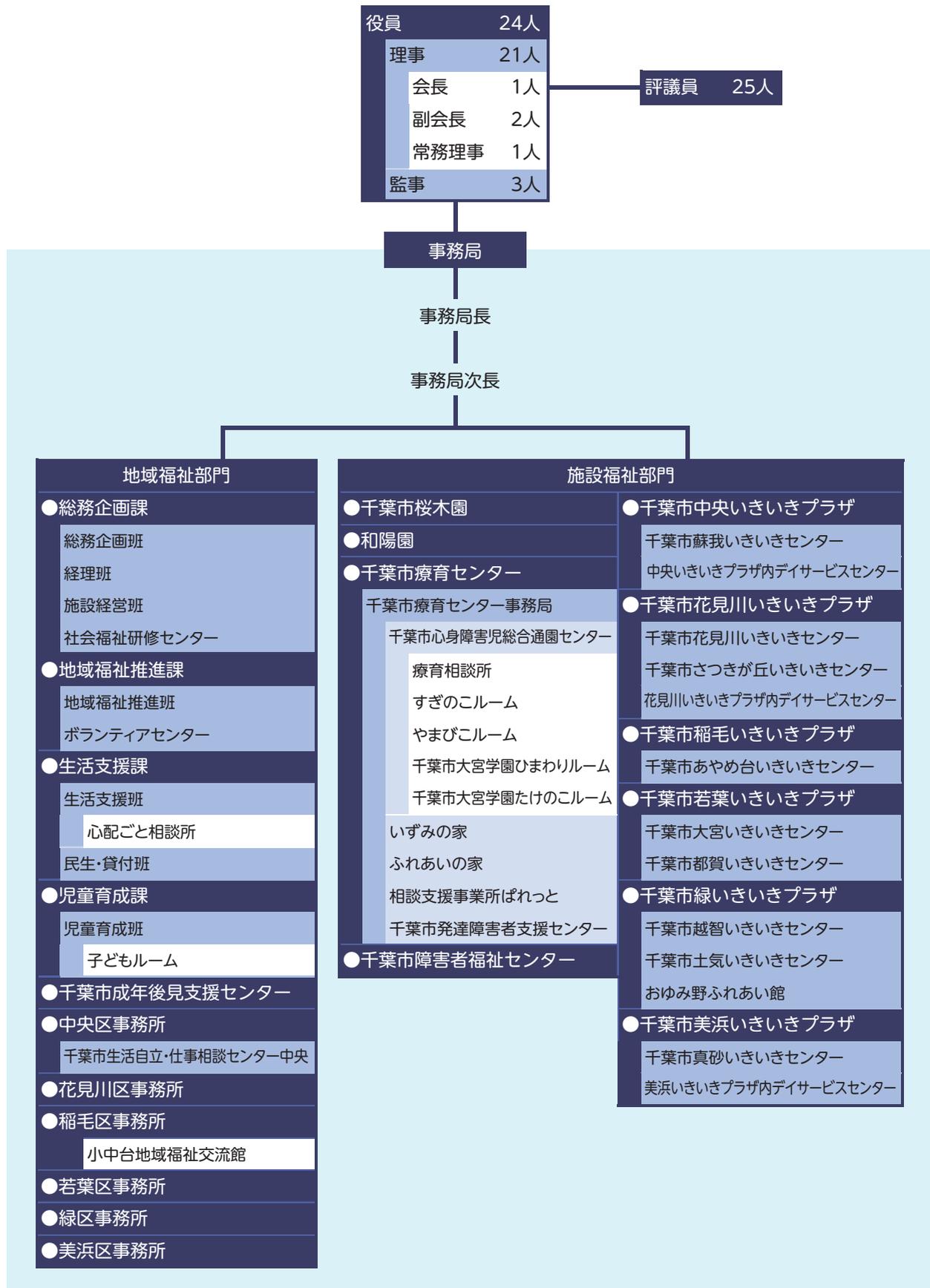
5 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

	氏名 (敬称略)	所属および役職名等	選出分野
1	松山 毅 (委員長)	順天堂大学スポーツ健康科学部 前任准教授	学 識 経 験 者
2	佐々木 耕	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 千葉県支部 千葉地区サブリーダー	
3	友田 直人	千葉市社会福祉協議会 社会福祉施設連絡協議会 会長	福 祉 関 係 団 体 及 び 福 祉 関 係 施 設 の 関 係 者
4	尾崎 誠明	千葉市あんしんケアセンター千城台 センター長	
5	高山 功一	一般社団法人千葉市身体障害者連合会 会長	
6	山口 誠	千葉市青少年育成委員会会長会 副会長	
7	合江みゆき	公益社団法人認知症の人と家族の会 千葉県支部 代表	地 域 の 関 係 者
8	近藤八重子	千葉市社会福祉協議会 稲毛地区部会 福祉活動推進員	
9	高濱ふさえ	千葉市社会福祉協議会 若松地区部会 福祉活動推進員	
10	須田 和明	大椎台自治会地域福祉委員会 委員長	社 会 福 祉 奉 仕 の 関 係 者
11	齋藤 一男	千葉市民生委員児童委員協議会 会長	
12	榎本 裕子	千葉市主任児童委員連絡会 代表	関 係 行 政 機 関 の 職 員
13	富田 薫 (副委員長)	千葉市保健福祉局健康福祉部 部長	
14	佐藤 隆弘	千葉市立生浜小学校 校長 (ボランティア活動推進協力校)	

(令和2年4月1日から令和5年3月31日)

※所属及び役職名等は令和3年5月17日現在

月日	議題等
	<p style="text-align: center;">第1回推進委員会</p>
令和3年5月25日	<p>(1) 第3次地域福祉活動実施計画（平成30～32年度）の令和2年度の進捗状況について</p> <p>(2) 地域福祉活動計画（令和4～8年度）の策定について</p>
	<p style="text-align: center;">第2回推進委員会</p>
令和3年10月6日	<p>(1) 次期地域福祉活動計画（令和4～8年度）の名称について</p> <p>(2) 地域福祉活動計画（令和4～8年度）の体系について</p>
	<p style="text-align: center;">第3回推進委員会</p>
令和3年12月17日	<p>(1) 第7次地域福祉活動計画（令和4～8年度）の原案について</p>
令和4年1月11日 ｝ 令和4年1月31日	<p>意見募集</p>
	<p style="text-align: center;">第4回推進委員会</p>
令和4年2月28日	<p>(1) 第7次地域福祉活動計画（令和4～8年度）の原案に対する意見への対応について</p> <p>(2) 第7次地域福祉活動計画（令和4～8年度）の最終案について</p>
令和4年3月17日	<p>社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 令和3年度第4回理事会</p>



第7次地域福祉活動計画

千葉市社協行動プラン

発行／社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

作成:令和4年3月



社会福祉
法人 **千葉市社会福祉協議会**

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2
TEL.043(209)8884 FAX.043(312)2442
URL. <http://www.chiba-shakyo.jp/>

中央区事務所

千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる15階
TEL.043-221-2177 FAX.043-221-6077

稲毛区事務所

千葉市稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター3階
TEL.043-284-6160 FAX.043-290-8318

緑区事務所

千葉市緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階
TEL.043-292-8185 FAX.043-293-8284

花見川区事務所

千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター3階
TEL.043-275-6438 FAX.043-299-1274

若葉区事務所

千葉市若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階
TEL.043-233-8181 FAX.043-233-8171

美浜区事務所

千葉市美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階
TEL.043-278-3252 FAX.043-278-5775